

令和3年度

古賀市男女共同参画計画実施状況報告書(令和2年度事業分)

(第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画)

古賀市市民部人権センター

目次

I 計画実施状況

基本目標と施策の体系

令和2年度計画実施状況

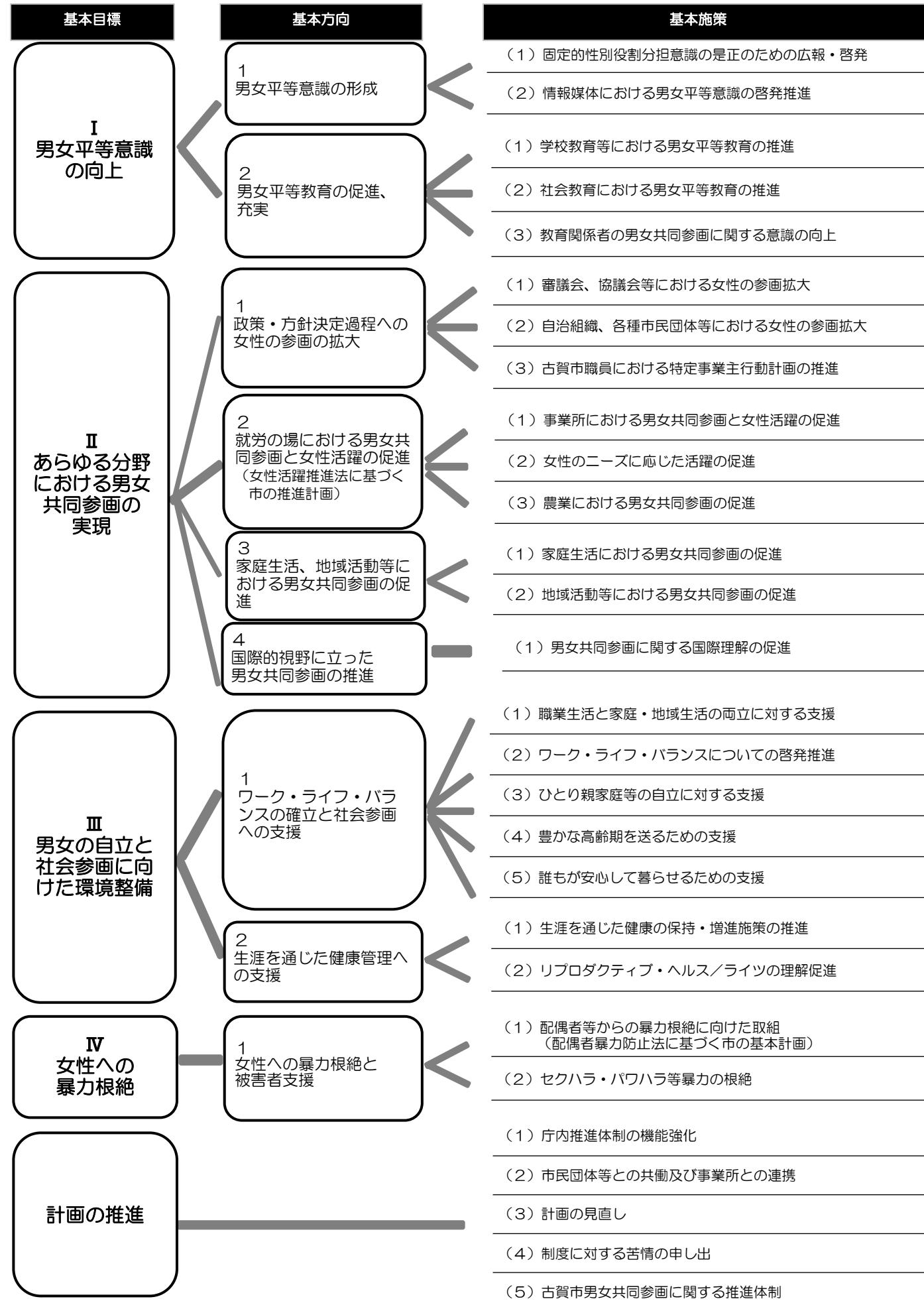
活動指標・成果指標

II 資料

- 女性の参画状況
 - ・審議会等委員への女性の登用状況
 - ・地域における役職への女性の参画状況
 - ・市職員における女性の登用状況
 - ・市職員の在職状況
 - ・【参考】副市長・自治会長・市議会議員の状況
- 審議会等関係機関一覧
 - ・地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用状況
 - ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用状況
 - ・その他条例、要綱、規程等に基づく委員会等の女性の登用状況

I 計画実施状況

基本目標と施策の体系(第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画)



基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
男女平等意識の向上	男女共同参画平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発	1	学習会や研修会の実施	○男女共同参画週間事業、セミナーを開催します。	○男女共同参画フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 予定日：6月27日(土) 表彰：「輝き☆KOGAびと(個人・団体)：後日市長より表彰 標語(一行詩)：学校長を通じて表彰	○「輝きKOGAびと」については、これまでも、個人賞を受賞された方は地域で頑張っておられる方を中心に地域が一つとなって男女にかかわらず盛り上がっている。このような取組を継続することによって、意識が変わっていくきっかけづくりとなった。	○性別の偏りなく多くの世代に参加してもらえるようテーマ等を工夫しながら取組を実施する。	○今後も継続して固定的性別役割分担意識の是正及び男女共同参画が身近なものとして捉えられるようなフォーラムを実施していく。	人権センター	
					○男女共同参画セミナー ①*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 予定日：7月 講演：【性の話】「からだについていっしょに学ぼう！」 ②*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 予定日：9月 講演：「メディアリテラシー」 ③開催日：12月19日(土) 講演：「自分らしさを知るセルフアップセミナー」 参加者：13人(男3人、女10人) ○上映会 開催日：10月9日(金) 上映作品：「女たちの都 ヲグゲンオッゲン」 参加者：11人(アンケートより：男3人、女7人、無記入1人)	○女性の自立や男女平等について考えてもらうきっかけになった。	○性別の偏りなく多くの世代に参加してもらえるよう、テーマや講師等を工夫しながら取組を実施する。	○自分の中の固定的性別役割意識を含む固定概念に気づき、男女平等意識の形成を促す取組を継続して実施していく。	人権センター		
			2	地域や団体での出前講座の実施	○地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図ります。	○デートDV防止講座 ①*新型コロナウイルス感染症拡大防止の中止 デートDV防止講座「デートDVってなに？」 予定日：4月4日(木) 対象者：福岡女学院看護大学1年生 ②デートDV防止講座「デートDVってなに？」 開催日：9月23日(水) 参加者：211人(古賀竟成館高等学校1年生全生徒)	○講座をとおして、デートDVの実態や防止策などについての理解を深めることができた。アンケートからは「どのようなことがデートDVなのか、知ることができた」などの感想が多く、満足度の高い講座となった。	○交際相手からの暴力(デートDV)防止のため、様々な機会を活用して、若年層への啓発を実施する。	○今後も継続して対象・世代に合った講座等を企画し、周知、啓発に努めていく。	人権センター	
3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。	○広報こがへの掲載(9回) 6月号：男女共同参画フォーラム 7月号：男女共同参画セミナー 9月号：古賀市男女共同参画「標語(一行詩)」受賞作品及び「輝きKOGAびと」受賞団体紹介 10月号：図書館名画会とのコラボ上映会 12月号：男女共同参画セミナー 1月号：女性のための再就職応援セミナー、女性起業フォローアップセミナー、標語(一行詩)募集 2月号：女性人財リスト登録募集	○セミナーのアンケート結果では、広報こがや行事予定表を見て参加した方が多く、効果的な周知につながった。定期的に広報紙に掲載することで男女共同参画の啓発につながった。	○積極的に広報紙に掲載する。	○今後も広報こがに男女共同参画の情報、啓発記事を定期的に掲載していく。	人権センター				

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
I 男女平等意識の向上	1 男女共同参画平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発	3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。	○広報こがへの掲載(ヒューマンライツ)(12回) 4月号:多様性を認め合い、誰もがその人らしく生活できるまちへ 5月号:一人で悩まず相談しよう～人権擁護委員・行政相談委員 6月号:だからこそ愛が～緊急事態宣言と人権 7月号:7月は同和問題啓発強調月間です 8月号:平和を訴える1枚の写真 9月号:心のバリアフリー～想像力で、社会が、変わる 10月号:「自分のこと」として 11月号:広げよう!体罰によらない子育て 12月号:一緒に考えよう人権週間 1月号:住み慣れた地域でともに支えあい、最期まで安心して暮らせるまちづくり 2月号:「出す」ことは「生きる」こと 3月号:すべての人が「アライ」である社会 *ヒューマンライツとは・・・人権に関する啓発記事シリーズ	○関係各課と協力し、「人権を考える」をテーマに定期的に掲載し、人権啓発につながった。	○テーマに沿った内容になるよう、各課と意思統一を図りながら継続する。	○今後も「人権を考える」をテーマに定期的に掲載していく。	人権センター	
					○ホームページの掲載内容等を工夫します。	○ホームページ掲載 ①男女共同参画に向けて ②男女共同参画イベント情報(セミナー・フォーラムなど) ③男女共同参画からの募集 ④男女共同参画コラム ⑤男女共同参画「表現のガイドライン」 ⑥DV相談等ナビ(相談窓口紹介) ⑦生理用品の無料配布	○フォーラム・セミナー等の開催案内を周知し、参加者の増加につながった。	○取組内容がわかりやすいように掲載内容等を工夫しながら情報提供を実施する。	○今後も継続して男女共同参画に関する情報を迅速に情報発信していく。	人権センター	
					○誰にでも見やすいホームページの作成 ○男女共同参画に関するイベントの掲載 ホームページ及びSNS(Twitter・Facebook)による周知を行った。	○男女共同参画に向けた取り組みの周知につながった。	○取り組みを継続して実施する。	○ウェブアクセシビリティに対応し、誰にでも見やすいホームページの掲載に継続して取り組んでいく。	経営戦略課		
					○情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進めます。	○男女共同参画だより「ひか☆イチ」の配布 令和元年度「ひか☆イチ」を公共施設に配架するほか、セミナーの際に参加者に配布し、男女共同参画への理解を促した。	○コロナ禍による啓発事業中止延期のため、令和元年度「ひか☆イチ」をセミナー等の参加者に配布したほか、公共施設に配架した。男女共同参画について興味を持ってもらうきっかけになった。	○取り組みを継続して実施する。	○フォーラム・セミナーの様子を紹介し、配架などを通じて、多くの人に男女共同参画を考えるきっかけとなるよう、情報誌を発行していく。	人権センター	
		(2) 情報媒体啓における男女平等意識の	4	市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	○表現のガイドラインのホームページ掲載 ○男女共同参画職員研修 日時:2月25日 内容:男女共同参画社会の基礎 参加者:管理職職員 ○新規採用職員基礎研修 日時:4月3日 内容:「男女共同参画の視点から広報物における表現のガイドライン」の説明 参加者:新規採用職員	○表現のガイドラインの周知により男女平等の視点に配慮したイラスト等の活用推進につながった。また、研修を通して、職員の男女共同参画意識の向上につながった。	○男女平等に配慮した表現のガイドラインの周知及び研修を実施する。	○表現のガイドラインを市ホームページで掲載していく ○職員研修を継続して実施していく。	人権センター	
					○広報こが「こがんと。」で使用する写真やイラストについて、男女の偏りがないよう配慮した。また、男女共同参画に関する記事の掲載も行った。	○男女共同参画に向けた取り組みの紹介記事を掲載した。	○取り組みを継続して実施する。	○男女の偏りがないよう、また男女平等の視点に配慮した表現を意識しながら紙面の作成に継続して取り組んでいく。	経営戦略課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度 of 取組予定	担当課	関係各課
I 男女平等意識の向上	1 男女共同参画平等意識の形成	(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進	4	市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	○配布物等の写真やイラストの表現 内 容：男女平等の視点に配慮した写真、イラストの使用 配布物：「音楽遊びで介護予防 家トレブック鍵盤ハーモニカ編vol5」 「地域支え合いネットワーク通信」(年2回発行) 「介護予防運動リーフレット(脳トレ・ステップ運動・ロコトレ)」	○男女問わず地域で活躍する方々の写真等を使った情報誌を作成し、配布をすることにより、地域活動の見える化を図った。 ○今後も男女共同参画の視点に配慮した表現の徹底に取組む。	男女平等の視点に配慮した表現を徹底する	市民が、一層地域資源を活用できるように、広報物等を作成していく。その中で、男女平等意識の啓発を推進していく。		健康介護課(旧：介護支援課)
			5	メディアリテラシー(情報を読み解く力)の育成	○講演や広報等を通じてメディア社会に積極的に参画する能力を涵養します。 ○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	○*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 予定日：9月 講 演：「メディアリテラシー」 ○メディアリテラシーの講演会等の開催 講演会開催：全小学校、全中学校 テーマ：規範意識学習 参加者：児童生徒 ○パソコン・インターネットを用いた情報収集の仕方や活用に伴う注意喚起し、発達段階に応じた情報化社会の問題について学ぶ場を設定 内 容：ネットゲームの怖さやID交換の危険性、SNSの使い方等(市人権教育副読本「いのちのノート」を活用) ※「いのちのノート」について 各中学校区で作成している古賀市人権教育副読本のこと。毎年作成し、児童生徒に配布し、授業等で活用している。各校区の抱えている課題に対して継続的に学習を深めることができるように、各学年に同じテーマで異なる題材を取り上げている。毎年、授業実践を通して、内容を見直し、改編している	—	○メディア社会に参画する能力を涵養するよう、講演会等の取組を実施する。	○開催予定	人権センター	
			5	メディアリテラシー(情報を読み解く力)の育成	○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	○リーパスカレッジ ①*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・「スマホ操作のやり方と楽しみ方」 予定日：6月17日(水) ②「スマホの便利な機能」 開催日：12月10日(木) 参加者：10名 ○小学校を対象にメディア環境問題出張講座を開催(家庭教育啓発) 6校6講座、参加者 533人(児童のみ)	○情報を主体的に収集し活用できる力を身に着けるため、アクティブラーニングの手法を取り入れ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に寄与した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響から、学級参観方式でなく児童のみの講座へ変更した。しかし、メディアリテラシーへの需要は高く、講座内容は好評であった。	○例年は保護者と共に学んでいるが、本年度はコロナ禍のため、児童生徒のみとなっている。今後教職員、保護者や児童生徒に対し、パソコン・インターネットを活用することの便利さと危険性について伝えていくことが必要である。 ○実際に情報端末を授業等で積極的に活用し、児童生徒が主体的に情報を活用する力を身に付ける必要がある。	○拠点として引き続き、学習の機会の提供に努めるとともに、地域においても学習の機会を設けられるよう提案しつつ、支援していく。 ○メディアリテラシーだけでなく使用ルール等への関心も高いため、今後も継続して啓発に努めていく。	生涯学習推進課	
			6	幼児の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じて、男女平等意識を養う基礎づくりを図りながら、保育内容の充実に努めます。	○保育内容の充実 「人権を大切に育てる」を基本に据え、毎月テーマやねらいを設定し、取組を推進、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を認め合う保育活動を構築	○発達段階(年齢別)に応じてきめ細やかに取り組む事が出来た。	○性差に対して大人の意識の振り返りを継続して行う。	○今後も保育内容の充実に努めていく。	子育て支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課		
I 男女平等意識の向上	2 男女平等教育の促進、充実	(1) 学校教育等における男女平等教育の推進			○命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図ります。	○命の尊さを学び「だいじな命」というテーマに沿って、性別に関係なく、お互いを尊重し、助け合っていく意識の構築	○発達段階（年齢別）に応じてきめ細やかに取り組む事が出来た。	○命の尊さを学ぶ活動や経験を増やしていく。	○今後も、性別に関係なく、自尊感情を高め、お互いを尊重し合えるような保育活動の創造に努めていく。	子育て支援課			
			7	児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします。	○生徒の性に関する学習会の実施 テーマ：1年生「思春期のこころとからだ」 2年生「生命誕生と思春期の今」 3年生「性感染症について」	○3中学校で、学習会を開催することができた。	○コロナ禍のため保護者と共に学ぶことができなかった。	○開催方法や日時、案内方法などを工夫したり、保護者に対する啓発について検討していく。今後も全中学校で実施していく。	学校教育課			
					○人格尊重、男女平等の視点に立った性に関する指導を実施します。	○「いのちのノート」の活用と次年度に向けた内容の見直しを実施 発達段階に応じたものになっているか、各中学校区連絡協議会で検討した ○各中学校区で「いのちのノート」を活用した授業研修会の実施（年3回）	○児童生徒の男女平等意識を高めることができた。	○児童生徒が男女平等意識をより一層身につけ、自立した社会生活が送れるよう教育活動のさらなる充実を図る。	○「いのちのノート」や「あおぞら2」を活用した授業づくり研修を深めていく。	学校教育課			
					○男女平等に関する相談 0件 (令和元年度：0件)	○男女平等に関する相談 0件 (令和元年度：0件)	—	○男女平等や性に関する悩みに関する相談は0件となっているが、さらに相談者の気持ちに寄り添い話を聴くことが求められている。	○相談者への丁寧な聞き取りを、今後も継続していく。	青少年育成課			
					○性に関する相談窓口の周知徹底と充実を図ります。	相談窓口の案内チラシ 配布 7月・11月・1月 市内小中学校を通じ、児童生徒へ配布	—	—	チラシ配布方法を工夫し、相談窓口の周知を徹底していく。	青少年育成課			
			(2) 社会教育における男女平等教育の推進	8	保護者に対する男女平等についての啓発	○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。 ○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。	*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○生徒の性に関する学習会の実施 テーマ：1年生「思春期のこころとからだ」 2年生「生命誕生と思春期の今」 3年生「性感染症について」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保護者会は中止	○生徒が自分自身のからだの成長に目を向け、性についての理解を深める機会となった。	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者と共に学ぶことができなかった。	○保護者を対象とした研修会を開催していく。	青少年育成課		
					○子育て力向上のための講演会の実施 開催日：10月23日（金） 10月24日（土） 講演：『生きるために遊ぶ～今、遊ぶことの重要性～』 参加者：30名	○コロナ禍の中で例年より出席は少なかったが、充実した研修会となった。	○いろいろな研修会を実施する中で、男女平等の視点に立ち保護者啓発に努める。	○保護者会と連携し研修会を実施をしていく。	子育て支援課				
					○古賀市内3中学校PTCA合同思春期講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—	○生涯学習推進課と3中学校PTCAが協力して行う講演会にて男女平等の意識が高まるように配慮し、継続して啓発に努める。	○PTCAとの協力を図り、地域・学校・家庭でジェンダーについて学びあう環境づくりを継続して支援していく。	生涯学習推進課				
					8	保護者に対する男女平等についての啓発	○男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。	○児童館を活用した情報提供・啓発を実施 ○情報提供 県や関係団体から提供されるポスター等の掲示を実施 ○児童館たよりを活用し保護者への男女平等に関しての理解を深めてもらう	○啓発ポスターなど、日常的に見てもらふことにより、来館者への「気づき」につなげることができた。	○来館者だけでなく、来館者の周辺の人に届く取り組みが必要。	○保護者向けのたよりを定期的に配布していく。	青少年育成課	
							○性に関する講演会の内容について通信等で情報発信 ○授業の内容を保護者と共有化し、家庭で共に考える機会をもった	○保護者が男女平等教育について考えるきっかけとなった。	○学校と家庭が連携して学びをよりいっそう深める。	○今後も学校と家庭が連携して学びを深められるように情報発信に努めていく。	学校教育課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度 of 取組予定	担当課	関係各課	
I 男女平等意識の向上	女平等教育の促進、充実	者の男女共同参画に関する意識の向上			○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請します。	○標語（一行詩）の募集 応募者数計：2670人（2670作品） *市内の高校・特別支援学校からの応募数 応募者：34人（34作品）	○市内小中学校に周知依頼を継続していることで、男女共同参画につながる教育活動が行われた。	○募集チラシなどを工夫しながら、継続して実施する。	○今後も取組を実施していく。	人権センター		
				○市が開催するセミナー・フォーラムなどに参加要請します。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、フォーラム等中止	—	—	○今後も参加につながるよう参加要請を行っていく。	人権センター			
				○教育課程に位置付けて実施 古賀市主催の男女共同参画に関する標語（一行詩）への応募	○教育課程に組み込み、学校全体で取り組んだ学校があった。	○セミナーやフォーラム等への参加促進。	今後も、古賀市開催の諸活動を見据えたカリキュラムマネジメントを各校ですすめていく。	学校教育課				
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、協議会等における女性の参画の拡大	12	審議会等委員に男女それぞれが40%以上の構成目標の達成	○各審議会等の所管部署において達成をめざします。	○各種審議会委員の選定による確認		○男女比の構成比率が目標達成されるよう、各審議会委員の選定において確認し、必要に応じて審議会庶務担当者と協議を行っていく。	○5月課長会において各審議会委員名簿の確認を各課に行い、再度、男女比の構成比率の目標を達成するよう呼びかける。	人事秘書課		
					○審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワーメントを図ります。	—	—	—	—	—	人権センター	
			12	審議会等委員に男女それぞれが40%以上の構成目標の達成	○女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	○庁内各課への周知啓発 審議会等委員の選定について、男女比に配慮するように定期的に周知啓発を実施 女性委員のいない審議会等：7（H31：5） 審議会等委員女性割合：42.3%（H31：43.5%）	○各種審議会等委員に男女比率が40%以上の構成目標を保持できた。	○女性専門家の少ない分野における女性委員の登用	○継続して周知し、女性委員のいない審議会の解消に取り組んでいく。	人権センター		
			13	女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集	○市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成します。	*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 県事業「女性による元気な地域づくり応援講座」等	—	「新しい地域の担い手」となる次世代女性リーダーの育成を図る	「女性による元気な地域づくり応援講座」次年度開催予定	人権センター		
					○女性登用を促進するために「女性人財リスト」を整備し活用します。	○女性登用人財リストの更新 新規登用者：2人 *令和2年度未登録人数：31人	○女性人財リスト登録について、広報・HPで広く呼びかけ、登録につながった。	継続して広報・HPで登録を呼びかける。	HP及び広報2月号で周知していく。	人権センター		
14	地域活動における女性リーダーの養成	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。	*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 県事業「女性による元気な地域づくり応援講座」等を中止	—	「新しい地域の担い手」となる次世代女性リーダーの育成を図る	「女性による元気な地域づくり応援講座」次年度開催予定	人権センター					

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、協議会等における女性の参画の拡大	14	地域活動における女性リーダーの養成	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。	○分館教養学級の活動支援（22学級のうち女性学級は、7学級） ○ウォーキング人材育成講座（全3回）参加者：延べ41人	○新型コロナウイルス感染症の影響から、学級活動も休止・規模縮小を余儀なくされた。学級運営でエンパワメントを図り、地域を担う人材の育成に寄与した。 ○歩いてんだだけではなく、身近にあるウォーキングコースを各自が考えることで、地域に活かすウォーキング活動へのきっかけづくりにつながった。	○学習形態の工夫等、コロナ過でも男女平等の学びの機会を確保出来るよう、必要な支援は行う。 ○単なるウォーキング講座にとどまらず、市で開催するウォーキング事業でのボランティアとしての活躍や地域でのウォーキング等への協力体制をしっかりと構築していくことも必要である。	○今後、他区の学級同士で交流の機会を設けるなどし、女性リーダーとして期待される点での意識共有を図っていく。 ○令和2年度に引き続き、身近にあるコースを活用したウォーキング活動について講座の中で共有し、参加者同士の交流の機会を持つとともに地域活動へつなげる体制づくりを行う。	生涯学習推進課	
			15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進	○平成33(2021)年度までに各種団体の役職者の男女割合が目標達成するよう意識の改革を進めます。	○古賀市内小中学校PTCA会長の選任 男性7人、女性4人	—	○目標達成に向けて協力を依頼する。	○今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。	生涯学習推進課	
						○自治会長の構成 男性43人、女性3人（6.5%）	—	○目標達成に向けて協力を依頼する。	○今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。	まちづくり推進課	
		16	出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施	○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施します。	○主な出資団体等における男女比 ・シルバー人材センター(男14名、女0人) ・社会福祉協議会(男11人、女5人)	○主な出資団体等における男女比の状況を確認した	—	—	—	人権センター	
		(3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進	17	古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の実施と周知	○令和2(2020)年までに管理職に女性の占める比率30%以上をめざします。	○採用・昇格においては、性別を理由とした制限を行わず能力や適性、職務経験を重視して実施した。 【令和2年4月1日時点における管理職に占める女性の割合】 部長級 1人/6人（16.7%） 課長級 5人/31人（16.1%） 課長補佐級 1人/2人（50.0%） <参考>係長級 27人/73人（37.0%）	—	—	○男女構成を達成することだけを目標とした人事は行えないが、男女分け隔てなく能力や適性、職務経験を伸ばせるような研修等を行っていく。	人事秘書課	
						○管理職に女性の占める比率：17.9%	○目標である30%には達していないものの、古賀市の女性管理職割合は、県内の平均14.4%より高くなっている。	○継続して職員向けに制度の周知に努める。	○今後も継続して全職員向けに、制度の周知を実施していく。	人権センター	
						○新規採用職員基礎研修 内容：市の施策実施状況等の説明 「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」の説明 参加者：新規採用職員	○対象となる男性職員に対する個別の働きかけにより、取得率が上がった。	○育児休業の取得期間がまだ1週間から10日間のため、1箇月程度の長期的な育児休業を取得する職員を増やすことも必要	○育児休業を取得した場合の給料のシミュレーションを掲示板へ掲載することや管理職への研修を検討していく。	人事秘書課	
						○管理職級職員研修 内容：「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」の説明 「古賀市男女共同参画の現状」研修 参加者：管理職級職員	○男性の育児休業取得率の向上を図ります。	○グループウェア（ファイル管理）への掲載と合わせ、対象となる男性職員を把握した際に、育児休業等の休暇制度について案内を行った 令和2年1月1日～令和2年12月31日において、29.4%	○職員が計画を知り得る状況になり、特定事業主行動計画に沿った事業実施が行えるようになった。	○掲載はしているものの、周知が不十分であるため、今後も課長会や労働安全衛生委員会等で周知を図る。	人事秘書課
				○グループウェア（掲示板）や研修の場などで周知を徹底します。	○行動計画及び各年度の実施結果（報告）をグループウェア及びホームページに掲載し、周知を図った。	○職員が計画を知り得る状況になり、特定事業主行動計画に沿った事業実施が行えるようになった。	○職員が計画を知り得る状況になり、特定事業主行動計画に沿った事業実施が行えるようになった。	○職員が計画を知り得る状況になり、特定事業主行動計画に沿った事業実施が行えるようになった。	人事秘書課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課		
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進	17	古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の実施と周知	○分け隔てなく多様なポストに女性職員を積極的に配置します。	○人事異動は、性別に関係なく能力や適性、職務経験を重視して行った。また、自己申告書の確認を行い、人事異動においても活用している。		○一般事務職は、性別に関係なく概ね3～5年程度で人事異動を行い、多様な職務の経験を積み総合職としての能力向上を図る。 10年程度経過した職員は、能力や適性によって人事配置を行っているが、その際、各部署において性別の偏りのないよう確認することが必要。	○今後も、性別に関係なく、適材適所で人事配置を行っていく。	人事秘書課			
			18	古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知	○仕事と子育てがしやすい職場環境づくりをめざします。	○休暇制度の周知 ○育児関係の制度利用に関する相談対応 ○部分休業申請対応 ○育児休業職員の代替職員（任期付職員）の配置	○育児中の職員が、仕事と子育ての両立のために必要な制度を活用できるようになった。	○継続して仕事と子育ての両立のために必要な休暇制度等の周知を行う必要がある。	○引き続き、掲示板等での周知を行う。	人事秘書課			
			18	古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知	○仕事と子育てがしやすい職場環境づくりをめざします。	○新規採用職員基礎研修 日時：4月3日 内容：市の施策実施状況等の説明 「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の説明	○新規採用職員への周知を行うことで働きやすい職場環境づくりにつながった。		○今後も継続して周知していく。	人権センター			
					○グループウェア（掲示板）や研修の場などで周知を徹底します。	○出産・育児・介護を行う職員の休暇・休業制度の手引きの掲載 ○育児関係休暇のチラシの掲載	○男性の育児休業の取得率が向上した。	○出産補助休暇や育児参加休暇など有給の休暇についての周知を徹底する。	○引き続き、掲示板等での周知	人事秘書課			
			2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	(1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進	19	事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供	○事業所や商工自営業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請します。	○研修会の実施 ・開催日：令和3年3月3日（木）（建設産業部主催） テーマ：講演「企業の社会的責任と人権問題」 参加者：企同推会員9人 建設関係企業10人 ※企同推会員＝古賀市企業内人権・同和問題研修推進員の略 内 容：企業の社会的責任とSDGsを中心に、その17のゴールの中の1つの「ジェンダー平等を実現しよう」を含めて人権問題に係る講演を実施。	○オンライン形式での実施は初めてであったが、問題なく終了することが出来た。アンケート結果を見ても、理解度や評価が高く、オンライン形式でも十分に研修内容を伝えることが出来た。	○コロナ禍での研修会実施方法としてZoomで行ったが、対応が難しい企業が多くあり、参加企業数の減少が見込まれる。	○未だコロナの影響が予想されるため、今後の研修は引き続きZoom等オンライン形式での実施予定していく。	商工政策課	
							○従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請します。	○新型コロナウイルスの影響を受け、当初予定していた内容での実施を見送り、古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議の加入企業に「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」リーフレットを配布。事業者の責務について確認するよう案内に記載。	○企同推会員全社に配布することで、多くの企業に「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」における事業者の責務を伝えることが出来た。	○研修会に活用できる資料や情報、男女共同参画啓発のための冊子等が少ないため、定期的な情報提供が難しい。	○男女共同参画に関する事業所等に適した資料、啓発冊子、リーフレット等について調査・研究のうえ、配布していく。	商工政策課	
	20	推進状況調査の実施			○男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進します。	○令和2年度古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査を実施 市民：18歳以上の男女合計2000人（回収率：38.6%） 事業所：1000社（回収率：28.5%）	第3次男女共同参画計画策定の基礎的資料となった。	—	次回市民・事業所意識調査は令和7年度実施予定	人権センター			
					—	—	—	—	—	商工政策課			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課		
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	(1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進	20	推進状況調査の実施	○男女共同参画の取組状況を評価する内容の検討を行います。	○近隣自治体の状況調査の実施 男女共同参画に係る入札参加資格の加点制度の取り組み状況について	○県・2政令市・及び近隣9自治体の状況を調査したところ、12自治体中5自治体で昨年度と変更がないことが分かった。	○実際の事業及び施工も適切に行う事業者を選定でき、かつ、男女共同参画の推進にも資する、という両要件を満たす制度設計が可能か、今後も近隣自治体の例を参考にできるよう調査研究を行う必要がある。	○今後も継続して調査研究を行っていく。	管財課			
						○令和3・4年度古賀市入札参加資格審査申請において、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を市内事業者者に協力依頼	○事業者の男女共同参画推進状況の把握ができた。	○事業者の男女共同参画推進につながるような啓発を行う。	○今後も入札参加資格審査において、男女共同参画推進状況の調査を行っていく。	人権センター			
		(2) 女性のニーズに応じた活躍の促進	21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援	○女性の再就職を支援するための情報を提供します。	○女性活躍推進事業セミナー開催 開催日：1月22日(金) 講座：「女性のための再就職応援セミナー」 参加者：5人 ○女性再就職支援セミナー等の情報提供 県及び福岡市男女共同参画センター、福岡女子大学等が開催する就職セミナー、就職相談の案内チラシの配架(市内公共施設等)	○女性活躍推進事業セミナー開催 開催日：1月22日(金) 講座：「女性のための再就職応援セミナー」 参加者：5人 ○女性再就職支援セミナー等の情報提供 県及び福岡市男女共同参画センター、福岡女子大学等が開催する就職セミナー、就職相談の案内チラシの配架(市内公共施設等)	○無料職業紹介所所管課(商工政策課)と連携し実施した。「前向きな気持ちになりました」等のアンケート結果から再就職に対して前向きな気持ちになったことがうかがえた。	○積極的に情報を提供し、再就職につなげるよう取り組む。	○今後も情報提供及びセミナー開催していく。	人権センター		
						○求人情報の提供 内 容：古賀市無料職業紹介所に相談員を配置(3人) 採用決定者：227人(内女性166人)	○市無料職業紹介所を利用する市民の7割が女性である。企業訪問活動に利用者が望む求人を獲得したり、各種セミナーを案内するなどして、多くの女性が就職することが出来た。	○女性は事務職の希望が多いが、コロナの影響もあり、事務職の求人が少ない。再就職の可能性が高まるよう求職者の希望する職種を広げることが課題。	○就職決定率は景気動向等により増減があるが、今後も就職を望む市民の雇用拡大及び求職者と求人企業との適切なマッチングに努めていく。	商工政策課			
			22	女性のキャリアアップ支援	○関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施します。	—	—	—	—	—	—	人権センター	
						○市内事業所にて県などが開催する女性就職支援のセミナーや労働相談についてのポスター掲示やチラシの配布などの啓発を実施。就職を希望する女性にヒアリングを行い求人の紹介など実施	○市無料職業紹介所にて県などが開催する女性就職支援のセミナーや労働相談についてのポスター掲示やチラシの配布などの啓発を実施。就職を希望する女性にヒアリングを行い求人の紹介など実施	○市無料職業紹介所を利用する市民の7割が女性である。企業訪問活動に利用者が望む求人を獲得したり、各種セミナーを案内するなどして、多くの女性が就職することが出来た。	○女性は事務職の希望が多いが、コロナの影響もあり、事務職の求人が少ない。再就職の可能性が高まるよう求職者の希望する職種を広げることが課題。	○今後も各種セミナーや労働相談などの啓発を行い、女性が働きやすい職場づくりの働きかけを継続する。	商工政策課		
					○市内事業所に女性活用に関する情報を提供します。	○市内事業所等への周知 ・県等が開催するセミナー等の案内チラシの配架(商工政策課窓口及び公共施設) ・市ホームページにて女性活躍推進法の改正について掲載	○ホームページやチラシ配架によって市内事業者への周知ができた。	○機会を捉えて継続して事業者への情報に努める。	○今後も市ホームページなどを活用し、市内事業者への情報提供をしていく。	人権センター			
						○企業訪問等の機会を捉えて、女性が就職しにくい職種については女性活用についての情報提供を行い、女性従業員の採用に向けた働きかけを実施	○これまで男性希望の求人しかなかった企業から女性の求人を獲得した。	○土木や作業員など男性が多い職種について、女性を活用を促進するためには、職場の環境整備や配慮などが必要となる。	○今後も企業訪問の機会では、女性活用のセミナーの案内をするなど、女性が働きやすい職場づくりへの働きかけや求人獲得へ向けて情報提供に努める。	商工政策課			
		(2) 女性のニ	23	女性への起業支援	○女性の起業を支援するためのセミナー開催や情報を提供します。	○女性起業フォローアップセミナーの開催 ①「SNSに欠かせない！お客さんのハートをつかむプロフィールの作り方」 開催日：1月16日 参加者：6人	○参加者からは「プロフィールのポイントの部分、参考になりました」など、起業に必要なノウハウの養成につながった。	○継続して、起業に必要な様々なノウハウを身につけるよう、セミナーを実施する。	○今後も継続してセミナーを実施していく。	人権センター			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度取組予定	担当課	関係各課
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	(3) 農業における男女共同参画の促進				○女性をはじめ、市内における起業を支援するため、福岡県よろず支援拠点と連携し、毎月第二火曜日に経営セミナー・個別相談会を実施	○令和2年度は計9回のセミナーを開催し、女性の総数で24名（全体では48名）の参加があった。 今後も引き続き、福岡県よろず支援拠点と連携した取り組みを行っていく。	○セミナーの内容により男女参加者数が偏る傾向がある。セミナー受講者数と女性の創業者数がリンクしているのか確認が困難。	○起業や創業に当たって男女問わず必要なセミナーであり、今後も継続して開催していく。	商工政策課	
			24	家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援	○就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します。	○女性農業者協議会 鑑賞作物の定植 実施期間：令和2年10月～令和3年4月頃 内 容：例年実施している協議会主催の農業体験事業はコロナ過により実施を断念。コロナ過の中で外出等が制限されているが、少しでも気持ちを明るく前向きになってもらえるよう、コスコス館横のコスモス広場にて菜の花等を定植。 参 加 者：女性農業者 12人 ○家族経営協定の締結 内 容：新規就農者を中心に家族経営協定の締結を促進。 締 結 数：2経営体 法 人 化：1経営体	○コロナ過の中においても、企画、立案から運営までを概ね女性農業者において実施することができ、市民の方にも安らぎの場を提供できた。 ○近年、古賀市においても増えつつある新規就農者を中心に、家族経営協定を3件締結でき、農業経営における女性の重要性を理解してもらった。	○女性農業者協議会委員が固定化されてきているため、若手農業者を中心とした幅広い世代の参加促進をする。 ○ベテラン農家世帯における家族経営協定の認知。	○例年実施している農業体験の実施を検討しつつ、協議会への新たな参加者参入の検討していく。 ○新規就農予定の農業者に対し、家族経営協定の促進及び締結を取り組んでいく。	農林振興課	
			25	農業団体等との連携による参画の促進	○経営参画を目指し活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。	○他市町村での事例報告 内 容：コロナ過で通常行われている研修会や事例報告会が中止となる中、活力と魅力ある農業・農村づくりに女性の力を活かすため、他市町村での活動事例等を女性農業者協議会会議等において情報提供。	○現在のような状況の中であるからこそ、これまでの活動について改めて見直す場ができた。	○コロナウイルスの感染拡大がどのような状況になるか不透明な部分が多いため、新しい考え方・活動をさまざまな角度から検討していく必要がある。	○各種研修会への参加促進。 ○活動事例を中心とした情報提供。	農林振興課	
	3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	26	生活の自立を促す家事技術支援講座の実施	○男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催します。	○リーバスカレッジ ①*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・「整理収納 まずはキッチンから！」 予定日：6月13日（土） ・「これで安心 万が一の応急手当」 予定日：7月15日（水） ・「一緒にキャラ弁作ってみよう」 予定日：7月29日（水） ②「自分らしい整理収納」 開催日：12月4日（金） 参加者：10名 ③「お茶で免疫力アップ」 開催日：1月28日（木） 参加者：12名 ④*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・「急な時に困らない応急手当」 予定日：2月27日（土）	○身近にある暮らしの課題を切り口に、家事技術の取得と、参加者の交流に寄与できた。	○性別にとらわれず、自分らしい生き方等について学ぶ機会を設ける。	○拠点として引き続き、学習の機会の提供に努めるとともに、地域においても学習の機会を設けられるよう提案しつつ、支援する。	生涯学習推進課	
			27	男女がともに参画する育児のための講座及び相談事業の実施	○男女がともに参画する子育て講座、及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進します。	○子育て支援事業における連携 ○ミニつどいの広場「地域展開事業」で講座を実施 ○子育て全般の相談事業の実施 各家庭の実情を把握し、家族が子育てを楽しめるよう支援	○子育て支援事業において他課との連携を図りながら実施できた。 ○ミニつどいの広場「地域展開事業」で、男女がともに参画する育児を支援するために、ママ・パパ講座を実施した。 ○子育て全般の相談事業の実施 各家庭の実情を把握し、家族が子育てを楽しめるよう支援した。	○ミニつどいの広場事業により多くのママ・パパが参加できるよう、事業の周知を徹底していく。 ○各家庭の実情を把握し、子育て中の保護者の想いに共感しながら、引き続き家族みんなで子育てを楽しめるように支援する。	○ミニつどいの広場「地域展開事業」で講座を実施 父同士が集い話す場を求める声もあり、パパ講座を3回増やし実施予定。 ○今後も継続して各家庭の実情を把握し、家族が子育てを楽しめるよう支援していく。	子育て支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課		
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	ける男女共同参画の促進				○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		○機会を捉え、実施する必要がある	○拠点として引き続き、学習の機会の提供に努めるとともに、地域においても学習の機会を設けられるよう提案しつつ、支援していく。		生涯学習推進課		
			28	男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の実施	○男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進します。	○認知症サポーター養成講座の開催（今年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。小学校向けオレンジ教室については担当教諭による授業形式が6校、従来の講師方式での実施が2校となった） ○地域包括支援センター「寄って館」での相談業務 内 容：65歳以上の市民の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフが対応し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支える。 相談件数：1,162件/年（R3年3月末現在）	○新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、講座を中止した。小学校向けオレンジ教室は方法を大幅に変更して実施、理解を深めることができた。 ○介護の専門職が解決に向けて関係機関と連携し、迅速に対応した。	○認知症に関する普及啓発、地域で見守る人材づくり ○総合相談支援の更なる推進	○地域で見守る人材を増やすため、新型コロナウイルス感染症拡大防止をふまえた新たな形式での講座を実施する。 ○地域包括支援センターが市内3か所に増設することで、センターの専門職が解決に向けてより多くの相談について迅速に対応する。	健康介護課（旧：介護支援課）			
			29	まちづくりにおける男女共同参画	○条例や計画の周知徹底を図り、地域活動への男女の参画を促進します。	—	—	—	○地域活動における女性の登用に関する啓発等は特に実施していないが、女性参画の必要性を伝える必要がある。	○今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。	人権センター		
					○各種団体間の交流や情報交換を図り、防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等のあらゆるコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。	—	—	—			人権センター		
		30	地域防災における男女共同参画の促進	○災害時において女性の視点や立場での配慮に対する理解が深まるよう努めます。	○まちづくり出前講座「男女で防災を考えよう」の実施（0回）	—	—	—	—	○今後も引き続き、関係団体と連携しながら、講座を実施していく。	人権センター		
					まちづくり出前講座「防災カアップだ！」の実施（2回） 開催日：①7月18日、②10月1日 内 容：避難行動要支援者制度等について 参加者：①千鳥東区役員（14人） ②舞の里すこやかクラブ（14人）	○避難所では、女性や支援が必要な人などに配慮がなされるよう周知に努めている。	○避難所開設の際に、実際の配慮がなされるよう実効性を高めていく必要がある。	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、避難支援体制の充実に努める。	福祉課				
		Ⅱ あらゆる分野における男女	3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	(2) 地域活動等における男女共同参画の促進	30	地域防災における男女共同参画の促進	○災害時において女性の視点や立場での配慮に対する理解が深まるよう努めます。	○市地域防災計画風水害対策編を修正し性別のほか年齢、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる要望に対応する多様な視点にも配慮することを記載。 ○古賀市防災ワークショップ「風水害24」体験会の開催にあたり、様々な防災関連団体、防災士、防災に携わる方に参加を呼びかけ、30名の定員に対して女性16名、母子2組に参加いただいた。 ○市消防団女性部による避難所運営ゲーム（HUG）の研修を実施した。	○市として女性のみならず、多様な視点を防災施策に取り入れることを明記した。 ○ワークショップの検証を女性・母親・子どもの視点や立場で実施した。 ○女性の視点や立場での避難所運営について見識を深めた。	○防災施策の実施にあたり多様な視点を取り入れることを検討する。 ○検証を基にワークショップの展開を通じて、災害時の女性の視点や立場での配慮などの理解を深めることを検討する。 ○市民等に対し市消防団女性部員がHUGを実施することで、災害時の女性の視点や立場での配慮などの理解を深めることを検討する。	○修正後の市地域防災計画風水害対策編に基づく防災施策を実施していく。 ○ワークショップファシリテーターの養成。 ○市消防団女性部員がHUGを実施できるよう環境整備、支援の実施。	総務課	
					30	地域防災における男女共同参画の促進	○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。	○情報提供 県や福岡市男女共同参画センターで行われる講座等について、チラシ配架（公共施設）	—	○積極的に情報提供に努める	○今後も市ホームページ及び公共施設で情報提供をしていく。	人権センター	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
女共同参画の実現	4 国際的視野に立った男女共同参画の推進	(3) 地域活動等における男女共同参画の促進	31	国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進	○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進します。	*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○県主催「地域のリーダーを目指す女性応援研修」等	—	—	○今後も市ホームページ及び公共施設で情報提供し、参加につなげていく。	人権センター	
			32	国際理解のための機会の提供	○男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち、男女共同参画を推進します。	○情報提供 男女共同参画セミナー及び職員研究等の機会を通じて、ジェンダーギャップ指数等の情報を提供	○日本における男女共同参画の現状を認識できた。	—	今後も積極的に情報提供に努めていく。	人権センター	
				○国際的視野を学ぶ機会を提供します。	○リーバスカレッジ 「超成長都市「福岡」の秘密 ～世界が注目するイノベーションのしくみ～」 開催日：11月29日(日) 参加者：47名	○「超成長都市」と言われる福岡を、世界的視野で見た話やまちづくりについて、男女共通の認識に立って学びを深めることが出来た。	○様々な手法で、国際理解を学ぶ機会を設ける。	○拠点として引き続き、学習の機会の提供に努めるとともに、地域においても学習の機会を設けられるよう提案しつつ、支援していく。	生涯学習推進課		
Ⅲ 参画 男女共同参画の環境整備と社会	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画へのバランスの	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援	33	男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進	○待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図ります。	○各保育施設と入所利用調整を実施 ○令和3年度における施設整備の協議を実施(久保保育園、花見光こども園)	○入所利用調整により、4月時点では待機児童ゼロとなった。	○年度途中で待機児童が発生しており、解消及び減少を図る必要がある。	○今後も継続して保育施設と利用調整を行い、待機児童の解消及び減少を図っていく。 ○施設の老朽化修繕及び定員増のための施設整備に向け協議を行っていく。	子育て支援課	
				○公的機関における子育て環境の整備を行います。	○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施した。	○妊娠・出産から乳幼児期まで、あらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口の設置により、子育て支援を実施した。	○切れ目のない子育て支援を実施するため、窓口の周知方法等について検討する。	○引き続き子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施する。あらゆる機会をとらえ、窓口の周知を図っていく。	子育て支援課		
Ⅲ 男女共同参画の自立と	1 ワーク・ライフ・バランス	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援	33	男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進	○地域における子育て支援体制を充実します。	○子育て支援体制の徹底 子育て応援サポーターを6人養成し、乳幼児健康診査の案内を配布する等、地域の中で子育て支援を実施	○子育て応援サポーターによる乳幼児健康診査の配布を通じて、地域の中で顔の見える関係づくりができてきた。	○乳幼児健康診査の案内配布は基本的に校区で実施しているため、人数の少ない校区のサポーター確保等が引き続き課題である。	○子育て支援サポーターを年2回募集し、全3回の講座を実施 ○サポーターは子育て支援事業や母子保健事業に参加し、地域の中で顔の見える関係づくりを実施していく。	子育て支援課	
			34	男女共同参画の視点に立った介護体制の整備	○地域における介護支援体制を充実します。	○医療・介護連携の取組 在宅医療・介護連携推進事業を粕屋地区1市7町合同で粕屋医師会へ委託 その一環として、住民講座を実施した。 開催日：11月12日(木) 内容：「在宅での看取り」「自分らしい最期の迎え方」 参加者：67人 ○認知症カフェの推進 認知症の人やその介護者、地域住民、医療や介護の専門職が気軽にたどい、交流する場として「認知症カフェ」を設置している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	○市民に対し、在宅での看取りについての周知を図り、理解・促進につながった。 ○認知症カフェは未実施。	○市民への周知・啓発につながるような講座を開催することが必要。 ○認知症の人やその介護者、地域住民等の支援につながるような会の運営が必要。	○引き続き市民への周知・啓発につながるような講座を開催していく。 ○認知症の人やその介護者、地域住民等の支援につながるような会の運営を行っていく。	健康介護課(旧：介護支援課)	
		35	市民を対象とした法令や制度の周知	○市のホームページ、広報こが等に定期的に掲載し、周知を図ります。	○市ホームページへの掲載 「女性活躍推進法」改正について ○法令や制度に関するセミナー等のチラシの配架 関係課市内公共施設等に配架、市ホームページ掲載	○市ホームページ及びチラシの配架を通じて、市民を対象とした法令や制度の周知を図った。	○ホームページ等を活用して、市民への情報周知に努める。	○今後もホームページ、広報誌等を通じて、市民へ情報周知していく。	人権センター		
		36	モデル事業所の紹介	○市内事業所を取材し、広報こがで紹介しします。	—	—	—	—	—	人権センター	
										商工政策課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
社会参画に向けた環境整備	への確立と社会参画への支援	(3) ひとり親家庭等の自立に対する支援	37	就労に関する情報提供、資格取得のための支援	○関係機関と連携し、必要な情報を提供し、適切な支援につなげます。	○高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の案内及び支給 ○ハローワークのひとり親就労自立促進事業への斡旋 ○ハローワークや無料職業紹介所の紹介等を実施 ○県ひとり親サポートセンターの就業支援講習会の案内 ○広報、ホームページ、子育てBOOK等にて制度の周知	○相談者に対し、制度について情報提供を行った。 ○ハローワークのひとり親就労自立促進事業へ依頼し、ハローワークの支援を受け、就労につなげることができた。 ○市広報、ホームページ、子育てBOOK等に高等職業訓練促進給付金の案内を掲載し、周知を実施。 ○ひとり親サポートセンター等の公的機関による講習会の情報についてサンコスモ内の掲示板にコーナーを設け、掲示し、周知を図った。	○引き続き事業の周知を徹底するとともに、対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等について検討する。	○高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の案内及び支給を実施していく。 ○ハローワークのひとり親就労自立促進事業への斡旋をしていく。 ○ハローワークや無料職業紹介所の紹介等を実施していく。 ○県ひとり親サポートセンターの就業支援講習会の案内 ○広報、ホームページ、子育てBOOK等にて制度を周知していく。	子育て支援課	
					○未就労者の就労支援の実施 無料職業紹介所と連携し、就労支援パソコン教室を3クール(1クールにつき9回)実施 参加者：16人(男3人・女13人)	○新型コロナウイルス感染拡大の影響で求人情報や就労機会が少ない中、パソコン講座受講後に就労できた受講生もあり、また、それぞれがスキルを高め、就労への準備を整えることができた。	○より実践的な講座を希望される方が多かったことから、本講座の内容や実施について検討する必要がある。	○受講生が減少傾向にあることや、ハローワーク等の事業において、充実した内容の講座を受講できることを踏まえ、隣保事業としての就労支援パソコン講座事業は終了とする。		隣保館	
Ⅲ 男女共同参画の自	1 ワーク・ライフ・バラ	(3) ひとり親家庭等の自立に対する支援	38	ひとり親家庭等への支援施策の周知	○ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業をはじめとした支援事業の周知を図ります。	市民周知の実施 ○ひとり親の要支援家庭に対する日常生活支援事業の斡旋 ○離婚相談や児童扶養手当等の相談時に、ひとり親制度の案内 ○子育て支援課窓口「福祉のしおり」を設置 ○子育てBOOKにひとり親家庭等への支援施策を掲載 ○市広報、ホームページにて制度の周知 ○子育てBOOKにて制度の周知 ○「生きづらさを感じているひとり親家庭等への支援について」と題して、各種相談窓口の一覧をホームページに掲載	○ひとり親の要支援家庭に対し、日常生活支援事業のあっせんを行い、制度の利用につなげた。 ○相談者に対し、ひとり親家庭に対する支援制度について情報提供を行った。 ○市広報、ホームページ、子育てBOOK等に事業内容を掲載し、周知を実施。	○引き続き事業の周知を徹底するとともに、対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等について検討する。	○ひとり親の要支援家庭に対する日常生活支援事業の斡旋を行っていく。 ○離婚相談や児童扶養手当等の相談時に、ひとり親制度の案内をしていく。 ○子育て支援課窓口「福祉のしおり」を設置していく。 ○子育てBOOKにひとり親家庭等への支援施策を掲載して制度を周知していく。 ○市広報、ホームページにて制度の周知をしていく。	子育て支援課	
			39	男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施	○中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を市民や事業所に提供します。	○リーパスカレッジ ①*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 「身近な法律問題 解決編 ～相続と遺言の書き方 ワークショップ～」 予定日：8月21日(金) ②「得する豆知識」 開催日：1月26日(火) 参加者：13名 ③「争続にならないための相続講座」 開催日：2月9日(火) 参加者：11名 ④「40代50代の健康づくり」 開催日：2月20日(土) 参加者：18名	○身近にある暮らしの課題を切り口に、ライフプランニングを促す内容であり、非常に好評であった。	○男女が共に参加しながら生活設計について学べる機会を設ける。	○拠点として引き続き、学習の機会の提供に努めるとともに、地域においても学習の機会を設けられるよう提案しつつ、支援していく。	生涯学習推進課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度取組予定	担当課	関係各課	
立と社会参画に向けた環境整備	バランスの確立と社会参画への支援	(4) 豊かな高齢期を送るための支援				○古賀市において先んじて高齢者のライフプランニングに関する講座を行い、シニアライフに情報やヒントを提供してきたが、類似の講座が多く開催されることになったため、令和元年度をもって事業を廃止したため、令和2年度からは未実施。	—	—	—	健康介護課(旧：介護支援課)		
						○ライフ&ワークデザイン講座を実施 開催日：3月25日(木) テーマ：コロナ禍での就職活動必勝法 参加者：8人	○このセミナーを通じて、自分のやりたい仕事とコロナ禍で変化した求人状況の中でやれる仕事を知ることができ、今後の就職活動のやり方や過ごし方を知る機会となった。	○経済の状況により求職者や求人情報が変化するため、ニーズに合ったセミナーの内容にすることが必要。	○今後も市民向けのセミナーを実施するとともに、関係機関が実施する説明会や研修会の情報提供を継続していく。	商工政策課		
						○市民活動への参画についての相談事業を充実します。	○市民活動全般の相談事業の実施 市民活動団体の実情を把握し、各団体が市民活動を継続できるよう支援並びにこれから市民活動を始めようとする者に対するアドバイス等を行う。	○相談件数 登録団体：24件 個人：24件 その他：23件	○各団体の実情を把握するとともに、活動者の思いに共感しながら、引き続き市民等が公益活動を継続的に実施できるよう支援する。	○今後も継続して市民活動全般の相談事業の実施していく。	まちづくり推進課	
						○古賀市地域活動サポートセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起を行いながら、高齢者等のボランティア、健康づくり、生きがいづくりに役立つ相談、情報提供を行っている	○正しく新型コロナウイルス感染症対策を取って、安心して公民館等における市民活動を実施した。	○正しい情報を広く市民に届ける	○古賀市HPやYouTubeを活用して、広く周知を図っていく。	健康介護課(旧：健康介護課)		
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(4) 豊かな高齢期を送るための支援	40	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立	○地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援します。	○介護予防サポーターの中で高齢者施設等の配膳・下膳、傾聴を行うボランティア活動を推進した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で支援依頼がなく、実績はない。 参考：平成31年度 ・支援した高齢者施設 5施設 ・実支援者数 20人 ・支援内容 傾聴、配膳	○ボランティアができる範囲で介護の業務を担い、介護従事者の負担軽減を図った。	○高齢者施設や地域等で資格がなくてもできる、ちょっとしたボランティア活動を行う人材を養成する。	○初めて、生活支援サポーター養成講座の実施する。	健康介護課(旧：介護支援課)		
				○介護予防の視点から、地域において行う生きがい貢献活動を支援します。	○介護予防サポーター活動支援事業を実施 高齢者が地域の公民館や高齢者関係施設等における様々な活動をボランティアとして支援することを奨励し、社会参加を促す ・登録者数 212名 ・延べ支援回数 5,119回/年	○コロナの影響で地域でのボランティア活動が大きく制限されたが、ボランティア活動を行うことで、自らの生きがいづくりを行う活動を推進した。	○介護予防サポーターの活動の場である地域の公民館の活動の再開に向けて、コロナ感染症の対策をきちんと周知する。	○運動、音楽、生活支援サポーター養成講座の充実及び介護予防サポーター活動支援事業の一層の周知を図っていく。	健康介護課(旧：介護支援課)			
				○高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援します。	○ウォーキングをとおした健康づくりの啓発 ・市民ウォーキングの開催 参加者192人 ・地域ウォーキングの開催(2回)参加者延べ106人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、4回のうち2回は中止 ・リーバスカレッジが散歩(4回)参加者延べ45人 ・ヘルスステーション(舞の里2区ウォーキング活動)(4回)参加者延べ90人 ・まちづくり出前講座「ウォーキング講座」(4回)参加者延べ123人	○運動やウォーキングへのきっかけづくりを行い、無関心層へのアプローチや地域主体のウォーキング実施にも寄与した。	○地域の高齢人材の活躍の場を設け、生きがいや社会参加することの良さを感じていただけるよう、継続して取り組む必要がある。	○運動やウォーキングのきっかけづくりとして、拠点型だけではなく地域でも継続して実施できるような事業を企画し取り組んでいく。	生涯学習推進課			
					○求人情報の提供 内容：古賀市無料職業紹介所に相談員を配置(3人) 採用決定者：227人(内60歳以上53人)	○市無料職業紹介から求人企業に紹介して就職決定した者のうち2～3割が60歳上となり、多くの高齢者の就職支援ができた。	○高齢の求職者の増加が見込まれるが、高齢者が就職できる求人を増やす必要がある。	○今後も求人情報や関係機関のセミナーなどの情報提供を通じて生きがいづくりや社会参画を支援していく。	商工政策課			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課			
した環境整備	参画への支援	(5) 誰もが安心して暮らせるための支援	41	様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実	○支援に向けての情報を提供します。	○情報提供 県や福岡市男女共同参画センターで行われる講座等についてチラシ等の配架（市内公共施設）		○チラシ配架、市ホームページを通じて、情報提供する。	○今後も積極的に情報提供に努めていく。	人権センター				
							—					—	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	福祉課
					○相談事業の充実を図ります。		—					—	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	福祉課
					○相談事業の充実を図ります。		○相談カード等の配架（2,000部） 場 所：人権センター窓口・市民啓発コーナー・市役所トイレ等 カード：そうだん5（ファイブ）カード					○相談窓口の周知につながった。	○カード配架の場所を検討する	○今後も相談機能充実・強化のため相談窓口等の情報について発信していく。
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(5) 誰もが安心して暮らせるための支援	41	様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実	○相談事業の充実を図ります。	○隣保館管理施設周辺地域の市民を中心に、相談業務を実施	○隣保館窓口のほか、各集会所周辺地域の住民から寄せられる相談には、集会所に向いて対応したことで、相談者の負担軽減にも配慮することができた。また、相談内容によっては傾聴することによって、相談者が安心して相談する場面もあった。○来館された市民の相談内容を丁寧に聞き取り、その内容に応じた関係機関につなぐとともに、庁内で連携した対応ができた。	○さまざまな問題を抱える市民が、隣保館を「くらしの相談所」として利用してもらえるように、窓口相談以外にも地域に向くなど、相談者に寄り添うことも必要である。○地域住民の高齢化や相談内容の多様化に伴って、「相談」機能の強化、充実を図り、相談しやすい隣保館としていく必要がある。	○今後も継続して相談業務を実施していく。		隣保館			
		(1)	42	母体の保護と母子保健対策の推進	○女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実します。	○電話や面会による健康相談の実施	○個別対応も含め、他課と連携を図りながら実施できた。	○ライフステージに応じた他課との連携を強化する	○継続実施していく。	健康介護課（旧：予防健診課）				

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
	2生涯を通じた健康管理への支援	生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進				<p>○教職員のストレスチェックの活用と事後的措置の実施</p> <p>○生命誕生と思春期の性差や個人差について、計画的に授業を実施</p> <p>○常時、養護教諭が保健室で保護者や児童生徒等、個別の相談に対応</p> <p>○全小中学校に心の教室相談員を各1名配置</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者・児童生徒への対応</p>	<p>○ストレスチェックの結果を踏まえ、管理職が教職員の状況を把握し、学校経営を振り返る機会となった。</p> <p>○小中学校の「性に関する指導」において、その内容を充実させることができた。</p> <p>○児童生徒のさまざまな不安や悩みを相談できる機会を確保することができた。</p>	<p>○ストレスチェックを活用し、個々の教員のストレス軽減に努める。</p> <p>○生徒の性差や個人差を認め合い、自他を大切にす気持ちや態度を育てる。</p> <p>○児童生徒のさまざまな問題や悩みを相談できる体制を学校組織として進めていく。</p>	<p>○ストレスチェック活用と事後的措置の充実を図り、メンタルヘルスを推進していく。</p> <p>○保健体育の授業と道徳、学級活動で行う「性に関する指導」を関連させ、性差や個人差を認め合い、自他を大切にす気持ちや態度を育てていく。</p> <p>○学校組織として、養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談にスムーズにつなぐ体制を構築していく。</p>	学校教育課	
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	2生涯を通じた健康管理への支援	(1)生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進	42	母体の保護と母子保健対策の推進	<p>○妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援します。</p>	<p>○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目のない支援を実施</p> <p>○妊娠期からのケアサポート事業を継続 母子健康手帳交付時からの各種相談、リスク妊婦を把握し電話や訪問支援等を実施</p> <p>○妊婦健康診査14回分の補助を実施（平成21年度より継続）</p>	<p>○妊娠期から早期にサポートすることで、安全・安心なお産に向けて不安軽減を図り、子どもの養育支援や児童虐待の早期発見、早期対応につながっている。</p> <p>○アセスメントシートに基づき、必要に応じて妊婦の個別支援プランを作成し、適切な支援につないだ。</p> <p>○妊婦健康診査の補助を継続し、妊娠中の経済的負担の軽減が図れた。</p> <p>※アセスメントシートとは・・・ 「ケアプランを作成するために集める」「利用者やその周辺の情報を取りまとめる」様式</p>	<p>○健康面や精神面の支援をはじめ、経済的な問題や身近に支援が無いなど、様々な要因が重なり複雑で時間を要するケースが増えており、きめ細かな支援を行う必要がある。</p>	<p>○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目のない支援を実施していく。</p> <p>○妊娠期からのケアサポート事業を継続し、母子健康手帳交付時からの各種相談、リスク妊婦を把握し電話や訪問支援等を実施していく。</p> <p>○妊婦健康診査14回分の補助を実施</p>	子育て支援課	
				<p>○健康診査の受診を呼びかけ、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進します。</p>	<p>○健診会場の見直しや新たに女子のためのヘルスチェックデイによる乳腺エコー検査等受診機械の提供等、健診環境の整備</p> <p>○特定年齢の女性への子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布（平成21年度より継続） 内容：新規対象者に無料クーポン券を配布し受診勧奨を行うとともに、検診に関する知識の普及を実施 令和2年度配布数：子宮頸がん（20歳）317人、乳がん（40歳）427人 実績：平成31年度→令和2年度（R3.2月末時点） 子宮頸がん1,318人→992人 （内：クーポン対象者受診者数25人→41人） 乳がん 1,452人→1,148人 （内：クーポン対象者受診者数120人→138人） 骨 224人→179人</p> <p>○幼児健診や各小学校経由でのチラシ配布にて、健診啓発を実施</p> <p>○女性がんの特化した健診日の増設。</p>	<p>○各種がん検診は、新型コロナウイルス感染症の影響により、H31年度に比べ受診者数は減少したが、子宮頸がんや乳がん検診については、無料クーポン対象者の受診者は増加している。</p>	<p>○特定健診と合わせた受診勧奨の強化、受診しやすい健診環境の整備、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨などにより健診受診の意識付けを行い、更なる受診者増に向けた取組を進める。</p>	<p>○継続して実施していく。</p>	健康介護課（旧：予防健診課）		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	2 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進	43	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供	〇男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実します。	<p>〇健康相談についての電話相談や窓口などでの面会相談の実施</p> <p>〇地域における出前講座やヘルスステーションでの健康測定会や健康相談の実施</p> <p>〇広報こがやホームページ等による啓発</p> <p>〇健診未受診者に対する電話勧奨（過去4年間に受診した人で不定期受診の人）</p> <p>〇新規受診者獲得に向けた事業企画の提案 内容 ・ 特定健診受診者への個人インセンティブの提供（けんしん割） ・ 地域情報誌「おるね」によるけんしん割の周知啓発、インセンティブの強化 実績：平成31年度→令和2年度（R3.4月5日時点） 特定健診 : 2,956人→2,444人 胃がん : 1,769人→1,307人（令和2年度より胃内視鏡検診実施） 大腸がん : 2,678人→2,013人 肺がん : 2,168人→1,676人 ※女性特有の検診受診者数は、No.42参照</p> <p>〇市内医療機関医師との情報交換会実施等による連携強化</p>	<p>〇新型コロナウイルス感染症の影響により、H31年度と比べて受診者数は減少した。特定健診の受診率は県内でも低い方に位置する。</p>	<p>〇新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、受診者数の増加をめざす。</p>	<p>〇ヘルスステーションや出前講座など地域での啓発や特定健診と合わせた受診勧奨の強化、受診しやすい健診環境の整備、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨などにより健診受診の意識付けを行い、更なる受診者増に向け取り組んでいく。</p>	健康介護課（旧：予防健診課）	
						<p>〇リースパスカレッジ ①*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・「始めようウォーキングⅠ」 予定日：5月27日（水） ・「アラサーアラフォーをカッコよく」 予定日：6月7日（日） ・「古賀の自然 医王寺で座禅リラックス」 予定日：6月11日（木） ・「始めようウォーキングⅡ」 予定日：6月19日（金） ・「健康は足から 台湾式足もみ体験」 予定日：7月18日（土） ・「レッツ！優しいスポーツ」 予定日：7月22日（水） ・「薬王寺温泉ヘルスツーリズム」 予定日：8月28日（金）</p> <p>②「こが散歩・浜辺ヨガ編」 開催日：10月3日（土） 参加者：14名 ③「心を整える座禅体験」 開催日：10月15日（木） 参加者：14名 ④「こが散歩・ナイトウォーク編」 開催日：12月5日（土） 参加者：6名 ⑤「薬王寺温泉ヘルスツーリズム」 開催日：12月8日（火） 参加者：10名 ⑥「コロナ過の気軽なスポーツ」 開催日：12月16日（水） 参加者：4名 ⑦「台湾式セルフ足もみ」 開催日：1月21日（木） 参加者：12名 ⑧「ピラティスで機能回復実践」 開催日：2月2日（火） 参加者：11名 ⑨「こが散歩・冬の花編」 開催日：2月4日（木） 参加者：13名 ⑩「40代50代の健康づくり」 開催日：2月20日（土） 参加者：18名 ⑪「走り方・縄跳び教室」 開催日：11月29日（日） 参加者：29名</p> <p>〇ウォーキングをととした健康づくりの啓発 ・地域ウォーキングの開催（3回）参加者：延べ124人 ・市民ウォーキングの開催 参加者：148人 ・まちづくり出前講座「ウォーキング講座」（12回） 参加者：延べ508人</p>	<p>〇アクティブラーニングの手法を取り入れ、健康教育、学習を充実し、男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう寄与した。</p> <p>〇市民が気軽に健康づくりに取組めるよう、年1回の市民ウォーキングと年4回程度地域ウォーキングを実施している。また、まちづくり出前講座でもウォーキングを実施した。</p>	<p>〇自分の心や体の健康に関心を寄せ、健康寿命を延ばす行動に移せる市民がより多くなるよう、市民の学習意欲をうまく引き出しながら、継続して取組む。</p> <p>〇気軽に楽しく健康づくりができるよう、ウォーキングの内容を工夫しながら啓発に努める。</p>	<p>〇拠点として引き続き、学習の機会の提供等に努めるとともに、地域においても学習の機会等を設けられるよう提案しつつ、支援していく。</p>	生涯学習推進課	
						<p>〇市民全対象者への周知・啓発のため、けんしんガイドを作成し、全戸配布を実施</p> <p>〇新型コロナウイルス感染症の影響により、健診日程の変更やあんさんぶる健診の実施に伴う周知のため回覧版で周知・啓発を行った。</p> <p>〇幼児健診や各小学校経由でのチラシ配布にて、健診啓発を実施</p> <p>〇特定健診受診券、国民健康保険証、女性がん無料クーポン券、高齢者肺炎球菌接種券等の個別通知の際に、健診案内ちらしを同封し、受診勧奨を実施</p> <p>※その他、No.42、43参照</p>					健康介護課（旧：予防健診課）

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度 of 取組予定	担当課	関係各課
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	2生涯を通じた健康管理への支援	(1) 保持・増進を通じた健康の推進				<p>○自殺に関する情報提供の実施(12回) (職員向けハラスメント防止研修内での啓発) 開催日：(一般職員対象)11月11日(水)、12日(木)、17日(火)、26日(木) 12月15日(火) 全10回 (管理職対象)1月26日(火) 全2回 参加者：388人 (市民向けゲートキーパー研修) 新型コロナウイルス感染症の影響で、中止。</p> <p>○道徳や特別活動を中心とした人権学習を実施(全小中学校で実施)</p>	<p>○令和元年度より計画に基づき、自殺対策の推進を図る。</p> <p>○ゲートキーパーの心構えと役割について啓発できた。</p>		<p>○自死予防対策については継続した研修が重要であるため、今後も継続して取組んでいく。</p>	健康介護課(旧：予防健診課)	
			44	性と生殖に関する健康と権利に関する情報及び学習機会の提供	<p>○性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図ります。</p>	<p>○性教育の中で実施 性教育(8回) テーマ：1年生「思春期のこころとからだ」 2年生「性と生～生命誕生から思春期の今へ～」 3年生「性感染症について」 参加者：古賀中学校 10月20日開催 (1年生263人、2年生201人、3年生210人) 古賀北中学校 11月27日開催 (1年生176人、2年生201人) 古賀東中学校 11月18日開催 (1年生142人、2年生110人、3年生131人) ※H26年度より三者(中学校、福岡女学院看護大学(母子保健関係)市)で連携して各学年に応じたテーマと内容を決定し実施</p> <p>○学習の機会の提供 小学校から中学校までの9年間に系統的に位置づけた「性に関する指導」において、保健(保健体育科)や特別活動、道徳等の授業で生命の尊さ、家族愛、性的マイノリティなど自分らしく生きることの大切さについて学んでいる。</p> <p>○デートDV防止講座の開催(2回) *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ①講演：「デートDVってなに？」 予定日：4月 参加者：0人 ②講演：「デートDVってなに？」 開催日：9月23日 参加者：211人</p> <p>○周知・啓発 市ホームページに「STOP! DV」記事を掲載</p>	<p>○中学校の性教育は、性の個人差や生命誕生を踏まえた「命の大切さ」等の正しい知識を学ぶ機会となった。</p> <p>○児童生徒の発達段階に即した指導を行うことができた。</p> <p>○若い世代に対して、デートDV防止についての知識を深め、性に関する基本的人権を伝えることができた。</p> <p>○市ホームページを活用し、市民にDV防止啓発ができた。</p>	<p>○三者(中学校、福岡女学院看護大学、市)の連携を図りながら性教育に取組み、各学年に応じて多様な性のあり方や妊娠・出産などの人生設計を考えられる機会としていく。</p> <p>○教科横断的な視点で児童生徒の学びが連続するようにカリキュラムを見直す。</p> <p>○機会を捉えて、若年層に対するDV防止講座を実施する。</p> <p>○様々な人にDV防止啓発ができるよう街頭啓発を図る。</p>	<p>○性教育の中で実施していく。</p> <p>○各教科、各領域における「性に関する指導」の系統性を吟味し、児童生徒が深く自分自身を理解し、これからの生き方に生かせるような学習の充実に努めていく。</p> <p>○今後も継続して女性に対する暴力撲滅の啓発を取り込んでいく。</p>	子育て支援課	学校教育課
		45	DV(デートDVを含む)防止に向けた啓発及び研修会の開催	<p>○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施します。</p>	<p>○男女共同参画セミナー開催 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 予定日：7月 内容：【性的話】「からだについていっしょに学ぼう」</p> <p>○デートDV防止講座の開催(2回) *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ①講演：「デートDVってなに？」 開催日：4月 参加者：0人 ②講演：「デートDVってなに？」 開催日：9月23日 参加者：211人</p> <p>○JR古賀駅での街頭啓発 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 DV防止週間期間中に相談カードと啓発物品の配布</p>	<p>○講座を通じて、デートDV防止の実態や防止策などについての理解を深めることができた。</p>	<p>○機会を捉えて、DV防止の啓発及び街頭啓発を実施する。</p>	<p>○今後も継続して女性に対する暴力防止キャンペーン等を実施していく。</p>	人権センター	人権センター	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度取組予定	担当課	関係各課
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組				○古賀市人権擁護委員によるデートDV防止教室の実施 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—	○人権擁護委員と連携して啓発活動に取り組む。	○今後も人権擁護委員と連携して啓発活動に取り込んでいく。	人権センター	
					○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、理解を促します。	○周知・啓発 市ホームページに「STOP! DV」啓発記事及び県内の相談窓口を掲載	○市ホームページを活用し、女性に対する暴力撲滅の啓発を行った。	○市ホームページや広報誌を通じて、女性に対する暴力撲滅の啓発を行う。	○今後も市ホームページや広報誌を通じて、女性に対する暴力撲滅の啓発を行っていく。	人権センター	
					○高校生等を対象とした、「デートDV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。	○デートDV防止講座の開催(2回) *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ①講演:「デートDVってなに?」 予定日:4月 参加者:0人 ②講演:「デートDVってなに?」 開催日:9月23日 参加者:211人	○若い世代に対して、デートDV防止についての知識を深め、性に関する基本的な人権を伝えることができた。	○若年層に対するデートDV防止の啓発を実施していく。	○今後も若年層に対して、若い時期からの意識づけや対処方法を学ぶ講座を実施していく。	人権センター	
						○デートDV防止教室の実施(2校) 開催日:2月17日(水)、22日(月) 古賀東中学校3年生 開催日:2月19日(金) 古賀中学校3年生	○デートDV防止について意識づけや、対処方法について啓発できた。コロナ禍のため人権擁護委員の講師招聘はできなかったが、養護教諭を中心として実施した。	○人権擁護委員の講師招聘についてコロナ禍での実施方法を検討する。	○今後も知識や判断力、意思決定力を育むためデートDV防止に関する学習を全中学校で実施していく。	学校教育課	
						○性教育の中で実施 性教育(8回) テーマ:1年生「思春期のころとからだ」 2年生「性と生～生命誕生から思春期の今へ～」 3年生「性感染症について」 参加者:古賀中学校 10月20日開催 (1年生263人、2年生201人、3年生210人) 古賀北中学校 11月27日開催 (1年生176人、2年生201人) 古賀東中学校 11月18日開催 (1年生142人、2年生110人、3年生131人) *H26年度より三者(中学校、福岡女学院看護大学(母子保健関係)市)で連携して各学年に応じたテーマと内容を決定し実施	○性教育の中でデートDV等の理解とその相談先を啓発することができた。	○三者(中学校、福岡女学院看護大学、市)の連携を図りながら性教育に取組み、啓発に努める。	○性教育の中で実施していく予定。	子育て支援課	
		○職員研修のテーマに取り上げます。	○後期人権研修として、DVを含む女性の人権というテーマを取り上げ、所属長に示した。	○3課で女性の人権をテーマに研修を実施した。	○所属長主体の研修においても取り組みやすい教材等を用意すること。	○今後も引き続き職員研修のテーマに取り上げる。	人事秘書課				
		46	DV相談機能(女性ホットライン等)の充実・強化	○講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底します。	○相談者に対し相談先啓発カード(こが女性ホットライン)の配布 ○相談先啓発カードの配架 場 所:子育て支援課窓口、女性用トイレ等 ○広報こが行事カレンダーにて相談先周知(毎月掲載) ○人権カレンダーの相談先一覧にこが女性ホットラインの相談先を周知	ODVに関する相談者に対して必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後もホットラインの存在を周知徹底する。	○今後も引き続き相談先の周知を徹底するとともに、対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等について検討する。	○相談者に対し相談先啓発カード(こが女性ホットライン)の配布 ○相談先啓発カードの配架 場 所:子育て支援課窓口、女性用トイレ等 ○広報こが行事カレンダーにて相談先周知(毎月掲載) ○人権カレンダーの相談先一覧にこが女性ホットラインの相談先を周知していく。	子育て支援課		
				○講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底します。	○相談カードの設置 場所:人権センター前市民啓発コーナー、人権センター窓口 カード:「そうだん5(ファイブ)」	○相談カードの設置によって、被害を受けた時の相談先を周知した。	○DV相談機能充実・強化のため、窓口の情報を提供する。	○今後もDV相談機能充実・強化のため、窓口の情報を発信していく。	人権センター		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課	
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組			在を周知徹底します。	<ul style="list-style-type: none"> ○相談カードの設置 場所：市内各公共施設及び女子トイレに設置 カード：DV相談カード ○相談カードの配布 配布方法：生理用品無料配布時、相談カードを配る カード：こが女性ホットライン、そくだん5（ファイブ） ○周知 市ホームページにDV相談窓口を掲示し、周知 	○相談カードの設置及び直接配布によって、相談先を周知した。	○相談窓口の情報提供に努める。	○今後も公共施設、市ホームページを活用して、相談窓口の周知を図っていく。	人権センター		
				○関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者に対し相談先啓発カード（こが女性ホットライン）の配布 ○相談先啓発カードの配架 場 所：子育て支援課窓口、女性用トイレ等 ○広報こが行事カレンダーにて相談先周知（毎月掲載） ○教育委員会の見守り安心メールを活用し、小中学校の保護者に対してDVの相談先一覧を配信 	○広報こが行事カレンダーにて毎月「こが女性ホットライン」の連絡先を掲載しているため、本市の利用者が多い。	○DVに関する相談者に対して必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後もホットラインについて周知徹底する。	○相談者に対し相談先啓発カード（こが女性ホットライン）の配布	○相談先啓発カードの配架 場 所：子育て支援課窓口、女性用トイレ等	○広報こが行事カレンダーにて相談先周知（毎月掲載）	子育て支援課	
					—	—	—	—	—	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	福祉課	
			47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。	—	—	—	—	○関係各課と連携をとり、被害者の保護及び支援に努める。	○今後も関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援に取り組んでいく。	人権センター
				○被害者に対する相談事業の実施 DV被害者からの相談に対し、関係各課と連携し、被害者の支援を行った。			○相談者と一緒に考え、支援策についての助言をすることができた。	○引き続き関係各課との連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援ができる様に相談窓口や相談事業の周知を図る。	○関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。		子育て支援課	
	1 女性	(1) 配偶者	47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。	○DV相談（高齢者虐待として対応） 令和2年度はDV対応ケースなし	—	○該当ケースが発生した場合は迅速に対応する	○相談内容に合わせ課内コアメンバー会議を実施するなど状況に応じた関係課と連携しながら相談・支援を継続する。		健康介護課（旧：介護支援課）	
					○要保護児童対策地域協議会と連携し、DV等の情報の早期発見に努めた。		—	○引き続き関係機関との連携を強め、情報を収集し、DV等の早期発見に努め、被害者の保護及び支援につなげる。	○今後も関係機関と連携を強化し、DVの早期発見、被害者保護及び支援を図っていく。		学校教育課	
					○DV被害者である滞納者への滞納整理において適切な対応を行った。		—	○DV被害者である滞納者への滞納整理において、個人情報を慎重に取り扱う必要があることを意識する。	○引き続き、滞納者への滞納整理において適切な対応を行っていく。		収納管理課	
					○住民票等閲覧制限者について、住所非表示等のシステム対応を行った			DV対象者の情報が漏えいするリスクを軽減できた	—	○今後も引き続き、本人以外へ情報が提供されることがないようシステムで対応する。		デジタル推進課（旧：財政課）

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度 of 取組予定	担当課	関係各課
IV 女性への暴力根絶	一への暴力根絶と被害者支援	者等からの暴力根絶に向けた取組				—	○関係各課の取組等情報共有ができた。今後もDV被害者保護のため、関係各課と連携に努める。	情報の適切な取扱いにおける意識の共有を行う。	関係各課との情報共有及び連携を継続して実施していく。		市税課
						ODV被害者の市営住宅への申込みに対して関係機関と情報共有をはかり、適切に対応を行った。	○関係各課と情報共有ができた。	ODV被害者保護のため、関係各課との連携強化。	ODV被害者情報を含めた個人情報への取扱いについては、今後も慎重に対応する。		管財課
						—	—	ODV対策については、今後も引き続き、各課が管轄している業務内容についての理解を深めることが重要である。合わせて、当課が保有している個人情報について、その重要性和慎重な取扱いが不可欠であることを全職員が常に念頭に置き、業務に取り組みなければならない。	○左記の内容について、継続して取り組んでいく。		上下水道課
						—	—	○引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	○左記の内容について、継続して取り組んでいく。		福祉課
						—	—	○関係各課との情報共有及び相談機能の充実・強化に努める。	○今後も関係各課との情報共有及び相談機能の充実・強化をしていく。		人権センター
1 女		(1) 配偶者等からの暴力根絶に向	47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。	○住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の運用	ODV等被害者の住所の探索防止の事務処理を行った。	○他課との連携を図り、的確に制度を運用していく必要がある。	○住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の運用を実施していく。		市民国保課
					○近隣市町村との連携した取組を推進します。	○市町村間での連携実施 DV被害者の転出・転入に対し、関係市町村間で情報共有し連携を行った。	DV被害者の転出・転入に対し、関係市町村間で情報共有し連携を行うことにより、窓口での対応をスムーズに行うことができた。	○引き続き関係市町村で連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援を図る。	○市町村間での連携実施 DV被害者の転出・転入に対し、関係市町村間で情報共有し連携を行っていく。	子育て支援課	
					○自立までの間、生活支援を行います。	○自立に向けた生活支援の実施 ・安心して生活ができるよう母子生活支援施設入所に関する情報提供 ・市役所等の各種手続きにおける同行支援 ・自立に向けて面談を行い、生活保護など必要とされる制度へのつなぎや公営住宅に関する情報提供などを行った。	ODV被害者の自立に向けて、必要に応じて福祉制度へのつなぎを行ったり、情報提供などを行った。	○支援を必要としている方が安心して生活ができるように、引き続き関係各課、関係機関と連携を図る。	○自立に向けた生活支援の実施 ・安心して生活ができるよう母子生活支援施設入所に関する情報提供 ・市役所等の各種手続きにおける同行支援 ・自立に向けて面談を行い、生活保護など必要とされる制度へのつなぎや公営住宅に関する情報提供などを行っていく。	子育て支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度の取組予定	担当課	関係各課	
IV 女性への暴力根絶	性への暴力根絶と被害者支援	けた取組			○医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取り組みます。	○警察署との情報共有を行い、被害者への対応の実施 ○保健福祉事務所や児童相談所との情報共有を行い、被害者への対応の実施 ○庁内の関係各課との情報共有の実施	○警察署や保健福祉事務所、児童相談所などとの連携により、迅速に被害者への対応にあたることができた。	○引き続き関係機関で連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援を図る。	○警察署との情報共有を行い、被害者への対応の実施 ○保健福祉事務所や児童相談所との情報共有を行い、被害者への対応の実施していく。 ○庁内の関係各課との情報共有の実施していく。	子育て支援課		
						—	—	○引き続き関係機関と連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援を図る	○関係機関との連携を図り、被害者支援に努めていく。	人権センター		
		(2) セクハラ・パワハラ等暴力の根絶	48	セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり	○女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安全安心なまちづくりを推進していきます。	—	—	—	—	○セクハラ・パワハラ等に関する事業は実施していないが、課内で共通認識を持って相談業務を行っている。女性への暴力等の疑いがあれば、関係部署等と連携し対応していく。	人権センター	
						○周知・啓発 市ホームページに「STOP! DV」啓発記事及び県内のDV相談窓口の常時掲載 ○JR古賀駅での街頭啓発 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○JR古賀駅での街頭啓発 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○市ホームページを活用し、市民にDV防止啓発ができた。	○機会を捉えて周知啓発を行う。	○今後も機会を捉えて周知啓発を行っていく。	人権センター		
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(2) セクハラ・パワハラ等暴力の根絶	48	セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり	○県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保ちます。	○民間グループとの連携 NPO法人福岡ジェンダー研究所と連携した取り組みの実施	—	○連携して市民出前講座に対応する。	○今後も連携して市民出前講座を行っていく。	人権センター		
					○職員研修のテーマに取り上げます。	○全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。	○管理職、非管理職併せて450人の職員が受講した。	○組織としてハラスメントは許さないという風土を作っていくこと	○今後も引き続き職員研修のテーマに取り上げる。	人事秘書課		
					○関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請します。	—	—	—	—	人権センター		
					○研修会の実施(1回) ・開催日：令和3年3月3日(木) (建設産業部主催) テーマ：講演「企業の社会的責任と人権問題」 参加者：企同推会員9人 建設関係企業10人 ※企同推会員＝古賀市企業内人権・同和問題研修推進員の略	○研修の中で、女性差別やコロナに関する差別等に触れ、受講者に差別防止対策について伝えることが出来た。	○全ての講師がオンライン形式に対応できるわけではないため、研修のテーマが限られる。	○未だコロナの影響が予想されるため、今後の研修は引き続きZoom等オンライン形式での実施予定。	商工政策課			
○市不祥事防止対策を目的とした検討委員会を実施(年10回) 校長を対象にセクハラ・パワハラ等の情報提供、問題提起を行った ○各校において職員研修を実施 校長のリーダーシップのもと、全小中学校で実施した	○不祥事防止についての教員の意識を高めることができた。	○継続的な研修を実施する。	○未然防止のために、今後も管理職等や学校での研修の充実を図っていく。	学校教育課								

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和2年度事業実施内容	成果	今後の課題	令和3年度 of 取組予定	担当課	関係各課
		根絶	49	性暴力の防止と被害者への支援	○性暴力の防止と被害者への支援について、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の情報提供を行います。	○男女共同参画セミナーの開催 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ①予定日：7月 内容：【性の話】「からだについていっしょに学ぼう」 ○情報提供 県などが実施する研修会のチラシ等配架（市内公共施設）	○公共施設でのチラシ等配架を通じて、市民に性暴力被害防止の啓発を行った。	○継続的に、情報提供及び啓発セミナーを開催する。	○開催予定 ○今後も積極的に情報提供に努める。	人権センター	
						○相談者への適切な相談先の情報提供を実施	○相談者に対し、個々に応じた適切な案内ができた。	○相談者に対し、個々に応じた適切な案内を行う。	○相談者への適切な相談先の情報提供を実施	子育て支援課	

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状	目標	実績	担当課
		(計画策定時平成27年度)	(平成33年度) (令和3年度)	(令和2年度)	
①	男女共同参画に関する記事の掲載回数	10回	10回以上	21回	人権センター
②	男女共同参画啓発事業開催数	10回	12回	5回	人権センター
③	男女共同参画啓発事業参加者数	962人	1000人	246人	人権センター
④	審議会等における女性登用率	40%	40%	42.30%	人権センター
⑤	「女性人財リスト」登録数	14人	30人(33年度までに)	31人	人権センター
⑥	管理職に占める女性の比率	15.80%	30%	17.9%	人事秘書課
⑦	男性の育児休業取得率	0%	20%	29%	人事秘書課
⑧	事業所、商工自営業主への研修実施数	3回	3回以上	1回	商工政策課
⑨	女性起業支援数	0件	50件(33年度までに)	67件(達成済)	人権センター
⑩	家族経営協定締結数	23件	25件(33年度までに)	26件	農林振興課
⑪	女性農業委員数	2人	2人以上	2人	農林振興課
⑫	家事技術支援講座回数	1回	1回以上	3回	生涯学習推進課
⑬	男女共同参画に関する事業所訪問数	1社	10社(33年度までに)	2社	商工政策課
⑭	子育て応援宣言企業数	39社	50社(33年度までに)	52社	人権センター
⑮	ライフプランニングに関する研修会実施数	1回	1回以上	3回	生涯学習推進課
⑯	DV(デートDV)講座実施数	2回	3回	3回	人権センター

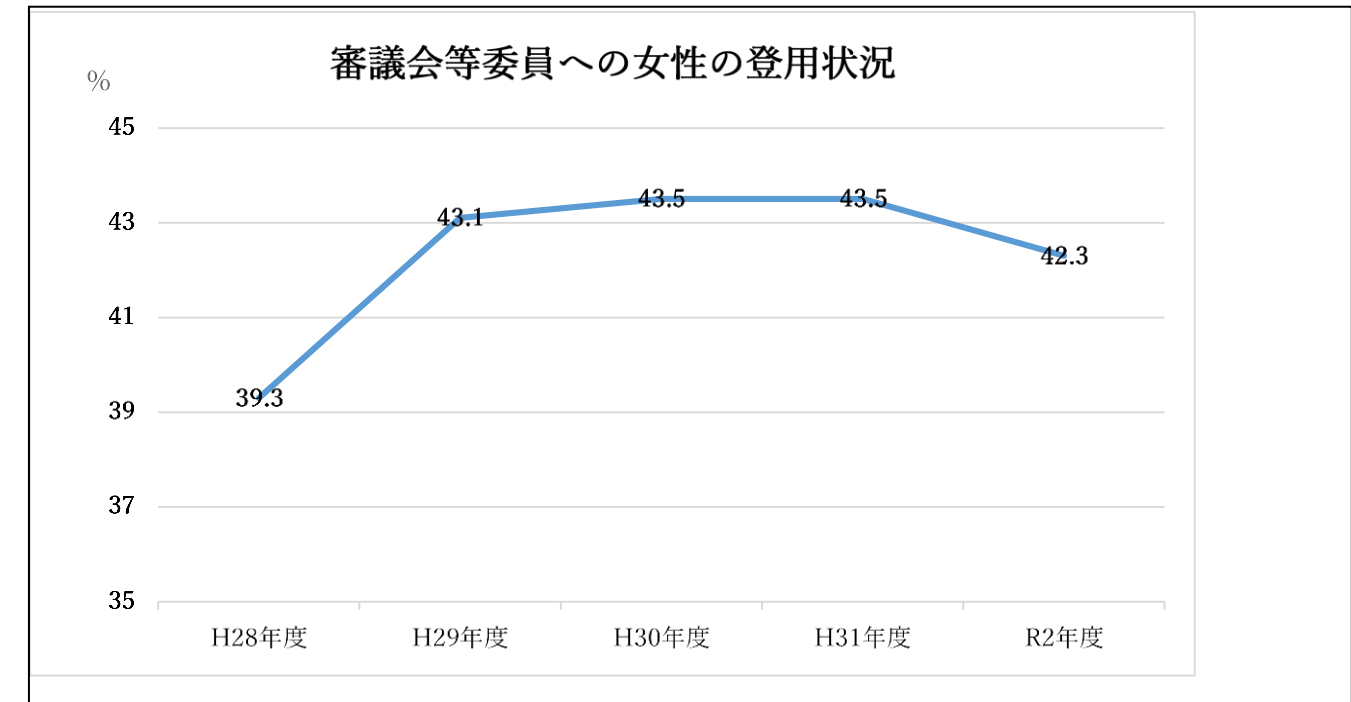
II 資料

■女性の参画状況

(R2年4月1日現在)

■審議会等委員への女性の登用状況

	(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)		(令和2年度)		
審議会等委員 (目標値30%) (広域の委員会を除く)	総数(人)	647	女性の割合		総数(人)	643	女性の割合		総数(人)	664	女性の割合
	うち女性の数	254	39.3%	うち女性の数	277	43.1%	うち女性の数	276	43.5%	うち女性の数	281

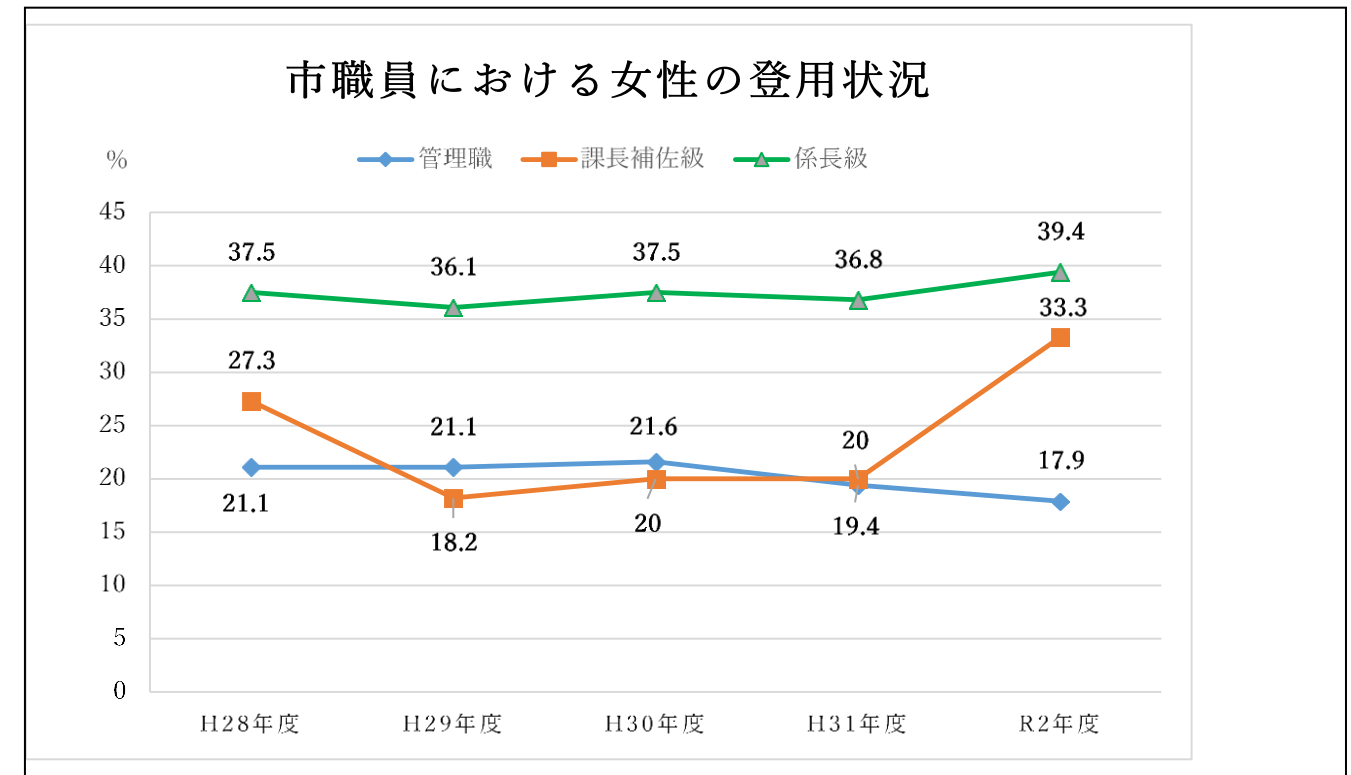


■地域における役職への女性の参画状況

	(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)		(令和2年度)		
小学校PTA会長	総数(人)	9	女性の割合		総数(人)	9	女性の割合		総数(人)	8	女性の割合
	うち女性の数	2	22.2%	うち女性の数	3	33.3%	うち女性の数	2	25.0%	うち女性の数	3
中学校PTA会長	総数(人)	3	女性の割合		総数(人)	3	女性の割合		総数(人)	3	女性の割合
	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0
民生委員 児童委員	総数(人)	66	女性の割合		総数(人)	76	女性の割合		総数(人)	74	女性の割合
	うち女性の数	31	47.0%	うち女性の数	43	56.6%	うち女性の数	44	61.1%	うち女性の数	40

■市職員における女性の登用状況

	(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)		(令和2年度)		
管理職	総数(人)	38	女性の割合		総数(人)	38	女性の割合		総数(人)	39	女性の割合
	うち女性の数	8	21.1%	うち女性の数	8	21.1%	うち女性の数	7	19.4%	うち女性の数	7
課長補佐級	総数(人)	11	女性の割合		総数(人)	11	女性の割合		総数(人)	9	女性の割合
	うち女性の数	3	27.3%	うち女性の数	2	18.2%	うち女性の数	1	20.0%	うち女性の数	3
係長級	総数(人)	64	女性の割合		総数(人)	61	女性の割合		総数(人)	66	女性の割合
	うち女性の数	24	37.5%	うち女性の数	22	36.1%	うち女性の数	25	36.8%	うち女性の数	26



■市職員の在職状況

	(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)		(令和2年度)		
総職員	総数(人)	352	女性の割合		総数(人)	357	女性の割合		総数(人)	366	女性の割合
	うち女性の数	171	48.6%	うち女性の数	174	48.7%	うち女性の数	182	50.6%	うち女性の数	183

【参考】

	(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)		(令和2年度)		
副市長 (平成18年度までは 助役)	総数(人)	2	女性の割合		総数(人)	2	女性の割合		総数(人)	2	女性の割合
	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0	0.0%	うち女性の数	0
自治会長	総数(人)	46	女性の割合		総数(人)	46	女性の割合		総数(人)	46	女性の割合
	うち女性の数	3	6.5%	うち女性の数	4	8.7%	うち女性の数	4	8.7%	うち女性の数	3
市議会議員	総数(人)	19	女性の割合		総数(人)	19	女性の割合		総数(人)	19	女性の割合
	うち女性の数	5	26.3%	うち女性の数	5	26.3%	うち女性の数	4	21.1%	うち女性の数	4

■審議会等関係機関一覧

(令和2年4月1日現在)

関係機関名称	課名	委員総数	うち女性委員数	女性の割合(%)
■地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用状況 【抜粋】地方自治法第180条の5(委員会及び委員の設置) ①執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員 ②第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会(農業委員会、固定資産評価審査委員会)				
1 古賀市選挙管理委員会	総務課	4	0	25.0%
2 人事委員会(糟屋郡公平委員会)	人事秘書課	(3)	(0)	0.0%
3 古賀市監査委員	監査事務局	2	0	0.0%
4 古賀市教育委員会	教育総務課	5	3	60.0%
5 古賀市固定資産評価審査委員会	総務課	3	1	33.3%
6 古賀市農業委員会	農林振興課	20	2	10.0%
計(広域の委員会を除く)【A】		34	6	17.6%

関係機関名称	課名	委員総数	うち女性委員数	女性の割合(%)
■地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用状況 【抜粋】地方自治法第202条の3(附属機関の事務等) ①普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調停等を行う機関とする				
1 古賀市民生委員推薦会	福祉課	7	3	42.9%
2 古賀市国民健康保険運営協議会	市民国保課	9	4	44.4%
3 古賀市障害者施策推進協議会	福祉課	15	6	40.0%
4 介護認定審査会	健康介護課	21	10	47.6%
5 古賀市環境審議会	環境課	15	6	40.0%
6 古賀市青少年問題協議会	青少年育成課	17	5	29.4%
7 古賀市公民館運営審議会	生涯学習推進課	10	4	40.0%
8 古賀市社会教育委員	生涯学習推進課	9	3	33.3%
9 古賀市文化財保護審議会	文化課	5	2	40.0%
10 古賀市都市計画審議会	都市計画課	10	1	10.0%
11 古賀市障害支援区分認定等審査会	福祉課	5	2	40.0%
12 古賀市政治倫理審査会	総務課	6	3	50.0%
13 古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会	総務課	8	2	25.0%
14 古賀市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	5	0	0.0%
15 古賀市入札監視委員会	管財課	4	2	50.0%
16 古賀市男女共同参画審議会	人権センター	10	5	50.0%
17 介護保険運営協議会	健康介護課	10	4	40.0%
18 古賀市予防接種健康被害調査委員会	健康介護課	5	0	0.0%
19 古賀市人権施策審議会	人権センター	7	3	42.9%
20 古賀市上下水道事業経営等審議会	上下水道課	8	3	37.5%
21 古賀市学校給食センター運営委員会	学校給食センター	25	16	64.0%
22 古賀市文化芸術審議会	文化課	10	3	30.0%
23 古賀市行政不服審査会	総務課	5	2	40.0%
24 古賀市スポーツ推進審議会	生涯学習推進課	15	3	20.0%
計【B】		241	92	38.2%

■その他条例、要綱、規程等に基づく委員会等の女性の登用状況

関係機関名称	課名	委員総数	うち女性委員数	女性の割合(%)
1 古賀市広報広聴懇話会	経営企画課	5	2	40.0%
2 古賀市安全安心まちづくり推進協議会	総務課	15	2	13.3%
3 古賀市海津木苑運営委員会	環境課	14	3	21.4%
4 隣保館運営委員会	隣保館	10	3	30.0%
5 古賀市要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	12	4	33.3%
6 古賀市保育所要支援児童入所指導委員会	子育て支援課	28	23	82.1%
7 千鳥児童センター運営委員会	青少年育成課	5	4	80.0%
8 米多比児童館運営委員会	青少年育成課	5	0	0.0%
9 古賀市老人ホーム入所判定委員会	健康介護課	3	1	33.3%
10 古賀市地域活動サポートセンター運営委員会	健康介護課	10	5	50.0%
11 古賀市女性農業者協議会	農林振興課	14	13	92.9%
12 古賀市農業振興地域整備促進協議会	農林振興課	13	2	15.4%
13 古賀市農業経営改善計画等認定検討会	農林振興課	6	1	16.7%
14 古賀市就学支援委員会	学校教育課	22	14	63.6%
15 民生委員・児童委員	福祉課	76	40	52.6%
16 古賀市スポーツ推進委員	生涯学習推進課	14	7	50.0%
17 健康づくり推進協議会	健康介護課	16	5	31.3%
18 古賀市学童保育所要支援児童入所指導委員会	青少年育成課	23	19	82.6%
19 古賀市病児・病後児保育運営協議会	子育て支援課	9	0	0.0%
20 古賀市地球温暖化対策等委員会	環境課	7	1	14.3%
21 古賀市人・農地プラン検討会	農林振興課	13	4	30.8%
22 古賀市補助金審査委員会	財政課	5	2	40.0%
23 古賀市子ども・子育て会議	子育て支援課	15	9	60.0%
24 古賀市男女共同参画推進員会	人権センター	7	6	85.7%
25 古賀市空家等対策協議会	都市計画課	6	2	33.3%
26 谷山北地区遺跡群文化財調査指導委員会	文化課	4	0	0.0%

27 古賀市図書館協議会	文化課	8	5	62.5%
28 ししぶ児童センター運営委員会	青少年育成課	5	3	60.0%
29 古賀市まちづくり基本条例検証委員会	まちづくり推進課	6	2	33.3%
30 古賀市献血推進協議会	健康介護課	13	1	7.7%
計【C】		389	183	47.0%
計【A】+【B】+【C】		664	281	42.3%

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
男女平等意識の向上	男女共同参画平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発	1	学習会や研修会の実施	○男女共同参画週間事業、セミナーを開催します。	<p>○男女共同参画フォーラム 開催日：6月29日(土) 表彰：輝きKOGAびと(個人・団体)、標語(一行詩) 講演：「しあわせな暮らしと地域にはなにがある!? ～見えない資産の価値を発見しよう!～」 参加者：120人(アンケートより：男28人、女76人、未記入16人) その他：団体紹介パネル展示、農産物の販売 ※毎年男女共同参画週間中に開催。 ※「古賀市文化協会」「古賀市スポーツ協会」「こが新宮翼の会」「古賀市男女共同参画輝きKoga ネット」「古賀市女性農業者協議会」と共同開催</p> <p>○男女共同参画セミナー(3回) ①開催日：8月3日(土) 講演：【親子で学ぶ性教育】「からだについていっしょに学ぼう!」 参加者：31人(大人 16人(男1人、女15人)、子ども15人(男6人、女9人)) ②開催日：11月22日(金) 講演：「性暴力と生きることのリアル～私と大切な誰かのために学ぶ～」 参加者：49人(男5人、女44人) ③開催日：1月25日(土) 講演：「幸せの人間関係」 参加者：21人(男4人、女17人)</p> <p>○上映会(図書館名画会とのコラボイベント) 開催日：10月19日(土) 上映作品：「人生、いろいろ」 参加者：57人(アンケートより：男17人、女27人、未記入13人)</p> <p>○内閣府主催「理工チャレンジ」事業 開催日：11月10日(日) イベント名：「Let's be a STEM Girl!!～地域から未来の理工系女子を～」 基調講演/理工系女子が活躍する職場紹介/実験教室 参加者：36人(大人16人(男2人、女14人)、子ども17人(男1人、女16人)未記入3人)</p> <p>○県主催「女性による元気な地域づくり応援講座」(通称「元気塾」) 事業開催全8回 塾生28名 開催日(塾生のための講座)：9月2日、18日、25日、10月17日、11月11日、12月22日、1月15日 (公開講座)：11月4日(月振休) (参加者50人) ※元気塾とは・・・女性の視点・意見を活かし、地域での女性の活躍促進につなげるために、あすばる(県男女共同参画センター)が実施している事業</p>	<p>○男女共同参画をテーマに、実践的なコミュニケーション方法と、人と人との「つながり」が健康度、幸福度に大きく影響することについて等の講演を行った。講演の途中で行われたグループワークでは会場に一体感が生まれ盛り上がった。また、団体紹介のパネル展示、農産物の販売等もあり、全体をとおして参加者から好評であった。今後も性別の偏りなく多くの世代に参加してもらえるようテーマ等を工夫しながら取組を実施する。</p> <p>○今後も男女共同参画の推進に向け効果的な取組となるように市民ニーズや実態を把握しながら取組を実施する。 ①発達段階に応じた性教育が自己肯定感を育み適切な知識は性被害を防ぐことにつながると大人だけでなく子どもにも意識啓発できた。また、20代～40代の若い子育て世代に参加してもらうことができた。 ②性暴力の実態や被害者への支援のあり方、性暴力根絶に向けた活動等の理解を深めることができた。また、DV防止週間にセミナー行うことで、DV防止週間の周知、啓発にもつながった。 ③自分の中の固定的性別役割意識を含む固定概念に気づき、男女平等意識の形成を促すことができた。</p> <p>○上映会は普段男女共同参画に興味関心がない人にも、固定的性別役割分担意識や男女共同参画について考えてもらうきっかけとして有効である、今後もさらに参加者が増えるように工夫しながら取組んでいく。</p> <p>○全国の10カ所で開催される内閣府主催事業に応募し国と共催で実施。女子生徒・児童を対象に理工系女性人材の育成に向けた啓発ができた。職場紹介・実験教室では、2015年内閣府より「女性が輝く先進企業」として表彰された株式会社西部技研協力のもと、女性の活躍に積極的な地元企業の紹介もできた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。</p> <p>○今年度は県内6自治体で実施。地域の課題を捉え、問題解決に向けて行動し、「新しい地域の担い手」となる次世代女性リーダーの育成を図ることができた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。</p>	コミュニティ推進課	
			2	地域や団体での出前講座の実施	○地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図ります。	○各種講座(2回) ①デートDV講座「デートDVってなに?」 開催日：4月4日(木) 参加者：111人(福岡女学院看護大学1年生) ②デートDV講座「デートDVについて知ろう!」 開催日：9月25日(水) 参加者：650人(古賀寛成館高等学校全生徒)	○若い世代に対して、デートDVについての知識を深め、固定的性別役割分担意識についても伝えることができた。今後も、対象・世代に合った講座等を企画し、周知、啓発に努めていく。	コミュニティ推進課	
			3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。	○広報こがへの掲載(22回) 5月号：フォローアップセミナー① 6月号：男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー①、日本女性会議 7月号：輝きKOGAびと受賞者紹介 8月号：フォローアップセミナー② 9月号：標語(一行詩)表彰者紹介、福岡県からのお知らせ 10月号：図書館名画会とのコラボ上映会、理工チャレンジ事業、元気塾公開講座 11月号：DV防止等、男女共同参画セミナー②、フォローアップセミナー③ 12月号：元気塾お知らせ 1月号：STEMイベント報告、男女共同参画セミナー③、再就職セミナー、標語(一行詩)募集 2月号：女性人材リスト登録募集 3月号：女性活躍推進法改正、福岡県からのお知らせ	○フォーラムやセミナーのアンケート結果では、広報こがや行事予定表を見て参加した方が多く、効果的な周知につながった。定期的に広報に掲載することで男女共同参画の啓発につながった。今後も積極的に掲載していく。	コミュニティ推進課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課	
男女平等意識の向上	男女共同参画平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発	3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。	○広報こがへの掲載（ヒューマンライツ）（12回） 5月号：人権擁護委員・行政相談委員の願いです 6月号：「本人通知制度」はあなたの人権を守る制度です 7月号：「同和問題」って、もう無くなったんじゃないの？ 8月号：受け継がれてきた命 9月号：あなたならどうしますか？ 10月号：人権・人権って、しつこくない？ 11月号：STOP DV 12月号：人権週間と・じんけんカレンダー 1月号：トイレにやさしさを 2月号：中村哲医師～アフガンは私にとっての一隅～ 3月号：私の周りには性的マイノリティの人は、いません 4月号：パートナーシップ宣誓制度 ※ヒューマンライツとは・・・人権に関する啓発記事シリーズ	○関係各課と協力し、「人権を考える」をテーマに定期的に掲載している。 今後もテーマに沿った内容になるよう関係各課と意思統一を図りながら継続していく。	人権センター		
					○ホームページの掲載内容等を工夫します。	○ホームページ掲載 ①男女共同参画に向けて ②男女共同参画イベント情報（セミナー・フォーラムなど） ③男女共同参画からの募集 ④男女共同参画コラム ⑤男女共同参画「表現のガイドライン」 ⑥DV相談等ナビ（相談窓口紹介）	○フォーラム・セミナー等の開催案内を周知し、参加者の増加につながった。今後も取組内容が分かりやすいように掲載内容等を工夫しながら情報提供を実施していく。	コミュニティ推進課		
					○誰にでも見やすいホームページの作成	○男女共同参画に関するイベントの掲載 ホームページ及びSNS（Twitter・Facebook）による周知を行った	○ウェブアクセシビリティ対応し、今後も誰にでも見やすいホームページの掲載に継続して取組む。	経営企画課		
					○情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進めます。	○男女共同参画たより「ひか☆イチ」発行（5回） ※古賀市男女共同参画輝きKogaネット協力のもと発行 ・古賀市男女共同参画輝きKogaネットとセミナー終了後に男女共同参画たより「ひか☆イチ」（1号～5号）を発行し古賀市内公共施設に配架した ・フォーラム、セミナーの際に参加者に配布し、男女共同参画への理解を促した	○「ひか☆イチ」をセミナー等の参加者に配布したほか、公共施設に配架した。男女共同参画について興味を持ってもらうきっかけとなった。今後も継続していく。	コミュニティ推進課		
		(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進	4	市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	○表現のガイドラインのホームページ掲載 ○新規採用職員基礎研修 内 容：「男女共同参画の視点から広報物における表現のガイドライン」の説明 参加者：新規採用職員	○表現のガイドラインの周知により男女平等の視点に配慮したイラスト等の活用推進につながった。また、新規採用職員の男女共同参画意識の向上につながった。今後も継続していく。	コミュニティ推進課		
					○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	○広報こが「こがんと。」で使用する写真やイラストについて、男女の偏りがないよう配慮した	○男女平等の視点に配慮した表現の徹底に継続して取組む。	経営企画課		
					○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	○配布物等の写真やイラストの表現 内 容：男女平等の視点に配慮した写真、イラストの使用 配布物：「音楽遊びで介護予防 家トレブック鍵盤ハーモニカ編vol4」 「地域支え合いネットワーク通信」（年3回発行） 「介護予防運動リーフレット（脳トレ・ステップ運動・ロコトレ）」	○男女問わず地域で活躍する方々の写真等を使った情報誌を作成し、配布をすることにより、地域活動の見える化を図った。 ○今後も男女共同参画の視点に配慮した表現の徹底に取組む。		介護支援課	
			5	メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成	○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養します。				コミュニティ推進課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
男女平等意識の向上	1 男女共同参画平等意識の形成	(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進	5	メディアリテラシー(情報を読み解く力)の育成	○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	○メディアリテラシーの講演会等の開催 講演会開催：全小学校、全中学校 テーマ：保護者とともに学ぶ規範意識学習 参加者：児童生徒と保護者	○情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に貢献できた。実際に、SNS等によるトラブルにあったことのある児童生徒がいる中、起こりうるトラブルと具体的な回避の仕方を知ることは大変意味ある学びとなった。今後も教職員、保護者や児童生徒に対し、パソコン・インターネットを活用することの便利さと危険性について伝えていく。令和2年度のパソコン端末導入に向けて、教職員を対象にメディア活用についての研修を充実させていく。	学校教育課	
						○発達段階に応じて情報化社会の問題について学ぶ場を設定 内 容：ネットゲームの怖さやID交換の危険性、SNSの使い方等 (市人権教育副読本「いのちのノート」を活用)	○情報を中心に収集し活用できる力を身に着けるため、アクティブラーニングの手法を取り入れ、学習の定着を図った。	生涯学習推進課	
			○パソコン・インターネットを用いた情報収集の仕方や活用に伴う注意喚起	○パソコンやスマートフォン、インターネットに関するトラブルから子どもたちを守るために保護者も含め継続して啓発に努める。					
			※「いのちのノート」について 各中学校区で作成している古賀市人権教育副読本のこと。 毎年作成し、児童生徒に配布し、授業等で活用している。 各校区の抱えている課題に対して継続的に学習を深めることができるように、各学年に同じテーマで異なる題材を取り上げている。 毎年、授業実践を通して、内容を見直し、改編している						
			○コスモス市民講座 「スマホを使いこなし古賀を写そう」 1講座3回、参加者35名(延べ)						
			○小学校を対象にメディア環境問題出張講座を開催(家庭教育啓発) 4校5講座、参加者807人						
	2 男女平等教育の促進、充実	(1) 学校教育等における男女平等教育の推進	6	幼児の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じて、男女平等意識を養う基礎づくりを図りながら、保育内容の充実に努めます。	○保育内容の充実 「人権を大切に作る心を育てる」を基本に据え、毎月テーマやねらいを設定し、取組を推進、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を認め合う保育活動を構築	○今後も保育内容の充実に努める。	子育て支援課	
						○命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図ります。	○命の尊さを学び「だいじな命」というテーマに沿って、性別に関係なく、お互いを尊重し、助け合っていく意識の構築	○今後も、性別に関係なく、自尊感情を高め、お互いを尊重し合えるような保育活動の創造に努める。	子育て支援課
			7	児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします。	○「いのちのノート」の活用と次年度に向けた内容の見直しを実施 発達段階に応じたものになっているか、各中学校区連絡協議会で検討した	○児童生徒が男女平等意識をより一層身につけ、自立した社会生活が送れるよう教育活動のさらなる充実を図る。	学校教育課	
						○各中学校区で「いのちのノート」を活用した授業研修会の実施(年3回)	○児童生徒が男女平等意識をより一層身につけ、自立した社会生活が送れるよう教育活動のさらなる充実を図る。	学校教育課	
○人格尊重、男女平等の視点に立った性に関する指導を実施します。						○「いのちのノート」の活用と次年度に向けた内容の見直しを実施 各学校の実践をもとに、各中学校区連絡協議会で男女平等の視点に合った効果的な教材を選定、改編した			
		○男女平等に関する相談件数：0件(青少年支援センター) ※平成30年度：0件	○男女平等についてや個々の性に関する悩みがあるのか、丁寧な聞き取りを行うことができるよう、相談員一人ひとりの相談スキルの向上を図る	青少年育成課					
		○性に関する相談窓口の周知徹底と充実を図ります。	○啓発物資の配布による青少年支援センターの悩み相談の周知 実施場所・実施日 市内3中学校：4月16・18・23日、市内8小学校：8月26日	○継続的に行うことで、相談場所の周知徹底を図る。	青少年育成課				
(2) 社会教育における男女平等教育の推進	8	保護者に対する男女平等についての啓発	○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。	青少年健全育成大会の実施 実施日：7月13日 テーマ：「インターネット時代の子育て」 参加者：75名	○身近な課題の中から、男女平等の視点を組み込んだ内容の研修を実施する。	青少年育成課			
				○児童生徒と保護者のための性に関する学習会の実施 テーマ：1年生「思春期のこころとからだ」 2年生「生命誕生と思春期の今」 3年生「性感染症について」 参加者：古賀中学校 2月15日(土)開催 (1年生195人、2年生201人、3年生228人、保護者84人) 古賀北中学校 12月18日(水)開催 (1年生201人、2年生194人、3年生193人) 古賀東中学校 11月18日(月)開催 (1年生110人、2年生127人、3年生105人)	○古賀中学校では、学校開放日と合わせて開催することで、多くの保護者が参加することができた。今後も、開催方法や日時、案内方法などを工夫していく。 令和2年度も全中学校で実施する。	学校教育課			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課		
I 男女平等意識の向上	2 男女平等教育の促進、充実	(2) 社会教育における男女平等教育の推進	8	保護者に対する男女平等についての啓発	○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。	○子育て力向上のための講演会の実施 開催日：11月2日(土) 講演：「学ぶから生きるへ」～自分の為に学び自分の事を考える人に～ 参加者：96名	○今後も、保護者会と連携しながら、いろいろな研修会を実施する中で、男女平等の視点に立ち保護者啓発に努める。	子育て支援課			
						○古賀市内3中学校PTCA合同思春期講演会 開催日：9月21日(土) テーマ：「子どもが伸びるかわり方～合理的配慮とは～」 参加者：131人	○生涯学習推進課と3中学校PTCAが協力して行う講演会にて男女平等の意識が高まるように配慮し、継続して啓発に努める。	生涯学習推進課			
					○男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。	○児童館を活用した情報提供・啓発を実施 ○情報提供 県や関係団体から提供されるポスター等の掲示を実施 ○児童館たよりを活用し保護者への男女平等に関しての理解を深めてもらう	○啓発ポスターなど、日常的に見てもらうことに併せ、たよりを発行することにより、男女平等についての周知・啓発を継続的に行う。	青少年育成課			
						○性に関する講演会の内容について通信等で情報発信 ○授業の内容を保護者と共有化し、家庭で共に考える機会をもった	○今後も学校と家庭が連携して学びを深められるように努める。	学校教育課			
				○日常保育活動状況の伝達 「人権を大切に作る心を育てる」ことを基本に据え、性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を認め合う保育活動の内容や子どもの姿や育ち状況を保護者に伝えた	○保育所の取組内容や子どもの具体的な姿を保護者に伝えたり、一緒に考える内容を提起したりするなど、今後も、男女共同参画の意識を高めるため保護者啓発に努める。	子育て支援課					
			9	関係資料の収集、活用	○図書、視聴覚資料などを収集、提供します。	○資料の収集・提供 男女共同参画(98冊)、ジェンダー(78冊) 男女平等(35冊)、ドメスティックバイオレンス(43冊) 《AV資料(5点)含む》	○男女共同参画週間の特別展示やイベント等に併せた情報提供ラックで図書等を展示することにより利用者への利用、貸出を促した。今後も関係資料の充実にも努める。	文化課			
					○人権課題解決のための図書等を、研究教材として活用します。	○男女共同参画に関する図書は購入していない 視覚教材として、啓発DVDを購入し市民啓発に活用している。 令和元年度購入DVD「ともに生きる私たちの未来 ～部落差別解消推進法がめざすもの～」	○個別の人権課題をテーマとした人権啓発教材については、毎年課内協議を行い計画的に購入している。	人権センター			
					○男女共同参画週間等に特別展示を行います。	○図書館情報提供ラックによる展示の実施	○男女共同参画週間の特別展示架やイベント等に併せた情報提供ラックで関係講師の図書の紹介や関連図書等を展示した。 今後も情報提供に努める。	文化課			
					○展示(男女共同参画週間がある6月) 展示場所：3ヶ所(市役所・リーバズプラザ・サンリブ古賀) 展示内容：標語(一行詩)の入賞作品、輝きKOGAびと表彰者紹介を展示	○展示により男女共同参画について興味を持ってもらうきっかけとなった。今後も展示の仕方に工夫しながら継続していく。	コミュニティ推進課				
		(3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上	10	社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発	○公民館活動等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。	○分館教養学級における男女共同参画の視点を盛り込んだ学習計画の立案依頼、学習情報の提供 実施：23学級/全17分館	○実績報告をもとに、次期のより良い学習内容・実践に結び付けられるよう、今後も情報の提供・活動の支援をしていく。	生涯学習推進課			
					11	教職員・保育士等への啓発	○学校行事を中心とした様々な教育活動において副読本の活用などにより男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進します。	○校区連絡協議会での協議 小中学校における教職員の意識改革と児童生徒に対する指導の在り方について ※校区連絡協議会について 児童生徒の学力と進路の保障をめざし、学校間連携・校種間連携・地域連携を活動の主軸において、各校区で組織されたもの。 人権啓発、学力保障、学校適応促進等の取組を行っている。	○引き続き、教職員の研修を通して男女共同参画の理解促進を図る。	学校教育課	
							○法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った意識改革を促進します。	○研修の実施(5回) 市教育委員会主催の研修事業における男女平等の視点に立った人権教育について 開催日：①6月10日、②7月29日、③10月24日 テーマ：①②「人権・同和教育の充実に向けて」 ③「人権教育の視点を取り入れた授業づくり」 参加者：①小中学校長 ②教職経験2年目教員他 ③児童生徒支援担当者・人権教育担当者	○今後も市教育委員会主催研修や校内研修等を充実させ、男女共同参画の理解促進を図る。	学校教育課	
								○研修の実施4回 人権問題を据えた研修、男女平等、男女共同参画の視点に立った研修の実施	○職員研修を通して、男女共同参画の理解促進を継続する。	子育て支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
Ⅰ 男女平等意識の向上	2 男女平等教育の促進、充実	(3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上	11	教職員・保育士等への啓発	○法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った意識改革を促進します。	○標語（一行詩）の募集 応募者数全て：2,460人（4,073作品） ※市内の小中学校・高校・特別支援学校の応募数 応募者：2,438人（4,045作品）	○市内小中学校に周知依頼を継続していることで、男女共同参画意識の向上に繋がっている。今後も男女共同参画意識がさらに深まるように募集チラシ等配布を工夫しながら継続していく	コミュニティ推進課	
					○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請します。	○標語（一行詩）の募集 応募者数全て：2,460人（4,073作品） ※市内の高校・特別支援学校からの応募数 応募者：34人（21作品）	○今後も市内の高校、特別支援学校に周知依頼を継続する。	コミュニティ推進課	
					○市が開催するセミナー・フォーラムなどに参加要請します。	○参加要請・周知依頼 市内小中学校校長会（フォーラム・セミナー） 市内保育所連盟（フォーラム、セミナー）	○フォーラム・セミナー等周知を行い参加につながった。	コミュニティ推進課	
						○教育課程に位置付けて実施 古賀市主催の男女共同参画に関する標語（一行詩）への応募	○教育課程に組み込み、学校全体で取り組んだ学校があった。今後も、古賀市開催の諸活動を見据えたカリキュラムマネジメントを各校ですすめていく。	学校教育課	
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、協議会等における女性の参画の拡大	12	審議会等委員に男女それぞれが40%以上の構成目標の達成	○各審議会等の所管部署において達成をめざします。	○各種審議会委員の選定による確認	○今後も男女比の構成比率が目標達成されるよう、各審議会委員の選定において確認し、必要に応じて審議会庶務担当者と協議を行っていく。	人事課	
					○審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワメントを図ります。	—	—	コミュニティ推進課	
					○女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	○庁内各課への周知啓発 審議会等委員の選定について、男女比に配慮するように定期的に周知啓発を実施	○H30年度と比べ女性委員のいない審議会等は減少したことから、庁内での男女比に対する意識は浸透しているとうかがえる。それぞれの審議会が男女均等となるよう今後も周知啓発に努める。 女性委員のいない審議会等：5（H30：8） 審議会等委員女性割合：43.5%。（H30：43.5%）	コミュニティ推進課	
			13	女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集	○市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成します。	○県主催「女性による元気な地域づくり応援講座」（通称「元気塾」） 事業開催全8回 塾生28名 開催日（塾生のための講座）：9月2日、18日、25日、10月17日、11月11日、12月22日、1月15日 （公開講座）：11月4日（参加者50人） ※元気塾とは・・・女性の視点・意見を活かし、地域での女性の活躍促進につなげるために、あすばる（県男女共同参画センター）が実施している事業	○地域の課題を捉え、問題解決に向けて行動し、「新しい地域の担い手」となる次世代女性リーダーの育成を図ることができた。	コミュニティ推進課	
					○女性登用を促進するために「女性人財リスト」を整備し活用します。	○県主催「地域のリーダーを目指す女性応援研修」の参加 開催日：【県内】9月30日、10月11日、12月9日 【県外】11月15日（金）～16日（土） 場 所：【県内】福岡市内 【県外】鹿児島県、熊本県 参加者：男女共同参画推進員1人	○男女共同参画についての意識の向上と知識が深まった。また地域の政策・方針決定への女性の参画を進めるため、地域で積極的に活動する女性リーダーの資質を高めることができた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。		
						○女性登用人材リストの更新 新規登録者：2人 女性人財リスト登録について、広報・HPで広く呼びかけた	○令和元年度末登録人数：28人 ○今後も登録については市民へ広く呼びかけるとともに、各課所管の審議会等委員募集の際は活用できるよう周知していく。	コミュニティ推進課	
14	地域活動における女性リーダーの養成	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。	○県主催「女性による元気な地域づくり応援講座」（通称「元気塾」） 事業開催全8回 塾生28名 開催日（塾生のための講座）：9月2日、18日、25日、10月17日、11月11日、12月22日、1月15日 （公開講座）：11月4日（参加者50人） ※元気塾とは・・・女性の視点・意見を活かし、地域での女性の活躍促進につなげるために、あすばる（県男女共同参画センター）が実施している事業	○参加者の男女共同参画意識が向上した。次期リーダーとして資質を高めることができた。また、地域の課題を捉え、問題解決に向けて行動し、「新しい地域の担い手」となる次世代女性リーダーの育成を図ることができた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。	コミュニティ推進課				
			○県主催「地域のリーダーを目指す女性応援研修」の参加 開催日：【県内】9月30日、10月11日、12月9日 【県外】11月15日（金）～16日（土） 場 所：【県内】福岡市内 【県外】鹿児島県、熊本県 参加者：男女共同参画推進員1人						

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課	
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	のにおの会(1) 参画の協議会等 大性審議	14	地域活動における女性リーダーの養成	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。	○分館教養学級の活動支援(うち女性学級は、7学級) ○サンサン仲間づくりウォーキング講座(全7回)参加者:延べ80人	○学級運営でエンパワーメントを図り、地域を担う人材の育成に寄与した。今後、他区の学級同士で交流の機会を設けるなどし、女性リーダーとして期待される点での意識共有を。 ○単なるウォーキング講座にとどまらず、市で開催するウォーキング事業でのボランティアとしての活躍や地域でのウォーキング等への協力体制をしっかりと構築していくことも必要である。	生涯学習推進課		
			(2) 等に自治体における組織、女性の各種市民団体	15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進	○平成33(2021)年度までに各種団体の役職者の男女割合が目標達成するよう意識の改革を進めます。	○古賀市内小中学校PTCA会長の選任 男性7人、女性4人 ○自治会長の構成 男性42人、女性4人(8.7%)	○今後も目標達成に向けて協力を依頼していく。 ○今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。		生涯学習推進課 コミュニティ推進課
				16	出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施	○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施します。	○主な出資団体等における男女比 ・シルバー人材センター(男14人、女0人) ・社会福祉協議会(男11人、女5人) ・土地開発公社(男10人、女2人)	○主な出資団体等における男女比の状況を確認した。	コミュニティ推進課	
		(3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進	17	古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の実施と周知	○令和2(2020)年までに管理職に女性の占める比率30%以上をめざします。	○採用・昇格においては、性別を理由とした制限を行わず能力や適性、職務経験を重視して実施した。 【平成31年4月1日時点における管理職に占める女性の割合】 部長級 1人/6人(16.7%) 課長級 6人/30人(20.0%) 課長補佐級 1人/3人(33.3%) <参考>係長級 29人/75人(38.7%)	○事業内容にある令和2(2020)年までに管理職に女性の占める比率30%以上の目標達成は難しい。 男女構成を達成することだけを目標とした人事は行えないが、管理職手前の係長級職員に占める女性の割合は38.7%であり、この階級職員の男女構成比には、注視していく。	人事課		
					○管理職に女性の占める比率:19.4%	○新規採用職員基礎研修 内容:市の施策実施状況等の説明 「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」の説明 参加者:新規採用職員	○目標である30%には達していないものの、古賀市の女性管理職割合は、福岡県の平均値よりは高くなっている。 (福岡県管理職比率平均14.1%)	コミュニティ推進課		
					○男性の育児休業取得率の向上を図ります。	○グループウェア(ファイル管理)への掲載と合わせ、対象となる男性職員を把握した際に、育児休業等の休暇制度について案内を行った 平成31年1月1日~令和元年12月31日において、18.2%。	○育児休業を取得することによる給料減額に対し、共済からの手当金の支給があることなど、休暇制度と合わせ、継続的に周知していく。	人事課		
					○グループウェア(掲示板)や研修の場などで周知を徹底します。	○行動計画及び各年度の実施結果(報告)をグループウェア及びホームページに掲載し、周知を図った。また、今年度が計画最終年度となることから、現状の分析及び課題を整理し、次期計画を策定した	○引き続き、周知を図る。	人事課		
					○分け隔てなく多様なポストに女性職員を積極的に配置します。	○人事異動は、性別に関係なく能力や適性、職務経験を重視して行った。また、自己申告書の確認を行い、人事異動においても活用している	○一般事務職は、性別に関係なく概ね3~5年程度で人事異動を行い、多様な職務の経験を積み総合職としての能力向上を図っている。 10年程度経過した職員は、能力や適性によって人事配置を行っている。その際、各部署において性別の偏りのないよう確認している。 今後も、性別に関係なく、適材適所で人事配置を行っていく。	人事課		
		18	古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知	○仕事と子育てがしやすい職場環境づくりをめざします。	○休暇制度の周知 ○育児関係の制度利用に関する相談対応 ○部分休業申請対応 ○育児休業職員の代替職員(任期付職員)の配置	休暇制度については、対象職員及びその上司に対し、個別に説明を行い、休暇の取りやすい職場環境づくりを行う。	人事課			
				○仕事と子育てがしやすい職場環境づくりをめざします。	○新規採用職員基礎研修 内容:市の施策実施状況等の説明 「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の説明 参加者:新規採用職員	○新規採用職員への周知を行うことで働きやすい職場環境づくりにつながった。今後も継続して行う。	コミュニティ推進課			
				○グループウェア(掲示板)や研修の場などで周知を徹底します。	○出産・育児・介護を行う職員の休暇・休業制度の手引きの掲載 ○育児関係休暇のチラシの掲載	○休暇・休業制度については、対象職員及びその上司に対し、個別に説明を行い、休暇・休業の取りやすい職場環境づくりを行う。育児関係休暇のチラシについては、子どもの生まれた職員及びその配偶者に対し、個別に配布し、説明を行う。	人事課			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課	
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	(1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進	19	事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供	○事業所や商工自営業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請します。	○研修会の開催や市内企業が集まる会議などへのチラシ配布・説明および全体研修の実施(全体研修2回) ・開催日:8月8日(木)(建設産業部主催) テーマ:「音楽で学ぶ人権・部落問題研修」～人権の輝きをともに、さらに～ 参加者:企同推会員17人 ・開催日:2月19日(水) テーマ:「性的少数者の人権と企業の責任」 参加者:企同推会員19人 ※企同推会員 古賀市企業内人権・同和問題研修推進員の略	○今後も関係機関と連携し研修会の開催やチラシ等により啓発活動に取組む。	商工政策課		
					○従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請します。	○古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議において男女共同参画をテーマとした研修会の開催やチラシ等により啓発意識の向上に努めている	○今後も関係機関と連携し定期的な研修を実施することで、男女共同参画の重要性を事業主のみならず従業員一人ひとりへ伝えていけるよう啓発活動に取組む。	商工政策課		
			20	推進状況調査の実施	○男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進します。	○平成27年度事業所意識調査実施済	○次回事業所意識調査は令和2年度実施予定。	商工政策課		
					○男女共同参画の取組状況を評価する内容の検討を行います。	○近隣自治体の状況調査の実施 男女共同参画に係る入札参加資格の加点制度の取組状況について	○県、2政令市及び近隣自治体9自治体に聞き取り調査を行ったところ、男女共同参画に係る加点制度を取り入れている自治体は12自治体中5自治体であった。(実施予定も含む。)その他の優遇制度を設けている自治体は2自治体あった。 どのような制度が事業及び施工も適切に行われ、かつ、男女共同参画の推進にも資するという両要件を満たすことができるのか、今後も近隣自治体の動向を見ながら引き続き検討を行っていく。	管財課		
							○市内事業者の入札参加資格審査申請時に、男女共同参画推進状況についての調査を令和2年度実施予定		コミュニティ推進課	
		(2) 女性のニーズに応じた活躍の促進	21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援	○女性の再就職を支援するための情報を提供します。	○女性活躍推進事業セミナー開催 開催日:1月28日(火) 講座:「女性のための再就職応援セミナー」 参加者:5人 ○再就職支援セミナー等の情報提供 県及び福岡市男女共同参画センター等が開催するのセミナー等の案内チラシの配架(市無料職業紹介所・市内公共施設等)	○無料職業紹介所所管課(商工政策課)と連携し実施した。「自分を見直す良い機会となった」「少しずつ動いてみようと思う」等のアンケート結果から再就職に対して前向きな動機づけになったことがうかがえた。また少人数であったことで一人一人に細やかに対応ができた。今後も継続していく。 ○今後も継続して情報提供していく。	コミュニティ推進課		
						○求人情報の提供 内 容:古賀市無料職業紹介所に相談員を配置(3人) 採用決定者:280人(内女性194人)	○就職決定率は景気動向等により増減があるが、今後も就職を望む市民の雇用拡大及び求職者と求人企業との適切なマッチングに努める。	商工政策課		
			22	女性のキャリアアップ支援	○関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施します。	○内閣府主催「理工チャレンジ」事業開催 開催日:11月10日(日) 基調講演/理工系女子が活躍する職場紹介/実験教室 「Let's be a STEM Girl!!～地域から未来の理工系女子を～」 参加者:36人 大人16人(男2人、女14人)、 子ども17人(男1人、女16人)未記入3人	○全国の10カ所で開催される内閣府主催事業に応募し国と共催で実施。女子生徒・児童を対象に理工系女性人材の育成に向けた啓発ができた。職場紹介・実験教室では、2015年内閣府から「女性が輝く先進企業」として表彰された株式会社西部技研協力のもと、女性の活躍に積極的な地元企業の紹介もできた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。	コミュニティ推進課		
						○求人情報の提供 内 容:古賀市無料職業紹介所に相談員を配置(3人) 採用決定者:280人(内女性194人)	○今後も関係機関と連携し男女共同参画の重要性を伝えていく。	商工政策課		
					○市内事業所に女性活用に関する情報を提供します。	○市内事業所等への周知 ・県等が開催するセミナー等の案内チラシの配架(商工政策課窓口等)及び市ホームページにて周知 ・女性活躍推進法の改正について広報に掲載	○市内事業所への周知が図られた。今後も機会を捉えて継続して情報提供していく。	コミュニティ推進課		
							○企業訪問等の機会を捉えて、女性活用に関する情報共有に努めている。	商工政策課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	(2) 女性のニーズに応じた活躍の促進	23	女性への起業支援	○女性の起業を支援するためのセミナー開催や情報を提供します。	○女性起業カフェフォローアップセミナーの開催 ①「SNSを使ってお客様を増やす あなたの「商品」「サービス」を正しく伝えるコツを学びます！」 開催日：5月18日(土) 参加者：17人 ②「インスタグラムレッスン」 開催日：8月27日(火) 参加者：14人 ③「読み手の心を動かす！集客のためのライティング！」 開催日：12月10日(火) 参加者：10人	○フォローアップセミナーは、年3回実施し、参加者が今後の課題を考える機会及び情報交換、交流の場となった。今後も継続して行う。	コミュニティ推進課	
					○女性をはじめ、市内における起業を支援するため、福岡県よろず支援拠点と連携し、毎月第二火曜日に経営セミナー・個別相談会を実施した	○令和元年度は計11回のセミナーを開催し、女性の総数で25名(全体では50名)の参加があった。 今後も引き続き、福岡県よろず支援拠点と連携した取り組みを行っていく。	商工政策課		
		(3) 農業における男女共同参画の促進	24	家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援	○就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します。	○女性農業者協議会主催農業体験事業の実施 開催日：8月3日(土)ほか4日間 内 容：市民から参加者を募り、種まきから収穫までの一連の農作業を体験してもらう中で、女性農業者が技術指導を行うとともに野菜に関する情報(保存方法、調理方法など)を提供する。 参加者：市民 23組 女性農業者 12人 ○ふくおか女性農林業者の大活躍大会2019への参加 開催日：令和2年2月7日(月) 内 容：現在活躍している女性農業者の活動事例や雇用活用のノウハウを学ぶことで女性農業者の意識向上や意欲の喚起を図り、経営力の向上につなげる。 参加者：4人(女性農業者)	○本事業については、企画、立案から運営までを概ね女性農業者において実施することができたことが、今後の農業経営を行う上で役に立つものと思われる。また、参加者の中には女性が多く、女性農業者に対する理解と関心を深めることができた。 ○身近な地域での女性農業者の起業の実例を聞くことで、現在の自身の農業経営の参考になるとともに、今後の活動のモチベーションとなった。今後は、定員にもよるが大会へできるだけ多くの女性農業者に参加を促す。	農林振興課	
			25	農業団体等との連携による参画の促進	○経営参画を目指し活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。	○農業委員会女性委員登用推進シンポジウム「めざせ！男女(とも)に改革する農業」への参加 開催日：7月24日(水) 内 容：活力と魅力ある農業・農村づくりに女性の力を活かし、また、農業委員会において女性が参画するにはどのような取組が必要かを考える機会の場を提供 参加者：6人(農業委員会男性委員及び女性農業者)	○本大会には男性農業委員も参加したことで、今後の農業発展には女性の発想や視点も必要であるという共通認識を持つことができた。 農業委員会の役割である農地集積や遊休農地の解消等、農業委員会に女性農業委員が参画していることで、それぞれの実績数値が上がっていることなどの報告があり、女性の参画の大切さをあらためて感じることができた。農業委員会のみならず、関係団体においても女性が参画し活躍できる環境作りに取り組んでいきたい。	農林振興課	
		(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	26	生活の自立を促す家事技術支援講座の実施	○男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催します。	○コスモス市民講座 「栄養バッチリ 男の食」 1講座、全3回 参加者42名(延べ)	○多くの男性に共通する課題「食」について、認識するとともに料理を通じて家事技術の取得と、参加者の交流に寄与できた。今後も、性別にとらわれず、自分らしい生き方等について学ぶ機会を設ける。	生涯学習推進課	
			27	男女がともに参画する育児のための講座及び相談事業の実施	○子育て支援事業における連携	○他課との連携を図りながら実施できた。	子育て支援課		
	○ミニつどいの広場「地域展開事業」で講座を実施 ママ講座参加者：28人(ママ23人、パパ5人) パパ講座参加者：53人(ママ32人、パパ21人)				○男女がともに参画する育児を支援するために、今年度からママ・パパ講座を実施した。多くのママ・パパが参加できるよう、事業の周知を徹底していく。				
				○子育て全般の相談事業の実施 各家庭の実情を把握し、家族が子育てを楽しめるよう支援	○今後も各家庭の実情を把握し、子育て中の保護者の想いに共感しながら、引き続き家族みんなで子育てを楽しめるように支援していく。	子育て支援課			
			○コスモス市民講座 「簡単！子どもも喜ぶ朝食メニュー」 参加者10名	○朝食を摂ることの大切さ(座学)、実際に料理(実践)をし、家庭や地域に持ち帰って実践できる、とアンケート結果でも好評を得た。	生涯学習推進課				
			28	男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の実施	○男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進します。	○認知症サポーター養成講座の開催(14回) ・小学生向けオレンジ教室(8校) ・中学校向養成講座(3校) ・市民向け講座 ・教職員研修 受講者数：計1,173人 ○地域包括支援センター「寄って館」での相談業務 内 容：65歳以上の市民の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフが対応し、高齢者の住みなれた地域での生活を支える。 相談件数：1,203件/年	○認知症サポーター養成講座を市内全8小学校、平成30年度より市内3中学校の全学校で行っている。子どもから高齢者まで、認知症について学ぶことにより、地域で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの一躍を担うことができた。 今後は、より多くのサポーターを養成し、地域で見守る人材づくりを推進していくため、新たに市内高校・大学での講座を開催する。 ○地域包括支援センター「寄って館」で受ける相談については、介護の専門職が解決に向けて関係機関と連携し、迅速に対応している。今後も高齢者が安心して生活できるよう相談解決に向けて対応していく。	介護支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課			
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	(2) 地域活動等における男女共同参画の促進	29	まちづくりにおける男女共同参画	○条例や計画の周知徹底を図り、地域活動への男女の参画を促進します。	-	○地域活動における女性の登用に関する啓発等は特に実施していないが、今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。	コミュニティ推進課				
				○各種団体間の交流や情報交換を図り、防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等のあらゆるコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。	-	○地域活動における女性の登用に関する啓発等は特に実施していないが、今後も機会を捉え、女性参画の必要性を伝えていく。	コミュニティ推進課					
			30	地域防災における男女共同参画の促進	○災害時において女性の視点や立場での配慮に対する理解が深まるよう努めます。	-	-	○「福岡県防災ハンドブック」の自主防災組織等への配布 ○市地域防災計画風水害対策編修正のため防災会議の実施	○自主防災組織連絡協議会の会員（≒行政区長）に対し、災害時の避難所運営等について、女性の視点や立場での配慮に対する周知ができた。今後は周知対象者の拡大を検討する。 ○男女委員の意見を聴取し修正に反映した。今後は女性委員の比率向上とより幅広い意見聴取について検討する。	コミュニティ推進課 総務課		
						○まちづくり出前講座「防災カアップだ！」の実施（2回） 開催日：①11月15日、②11月30日 内 容：避難行動要支援者制度等について 参加者：①さくらネット（古賀市訪問看護連絡協議会）（52人） ②町川原2区成人学級（19人） ○自主防災訓練等での制度説明（4回） 開催日：①8月25日、②10月5日、③10月12日、④1月22日 内 容：避難行動要支援者制度等について 参加者：①薦野区 ②千鳥校区コミュニティ ③高田区 ④花鶴丘3丁目区（地域防災力向上のための研修会 福岡県との連携事業）	○女性の視点に特化した講座ではないが避難行動要支援者制度の話を通じて、女性の視点や立場での配慮が深まるように努めている。今後も出前講座等で時代の変化に応じた内容を盛り込んでいく。	福祉課				
						○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。	○情報提供 ・県事業「女性のための災害対応力向上講座」受講者募集について 市ホームページに掲載・チラシ配架（市内公共施設） ・県や福岡市男女共同参画センターで行われる講座等についてチラシ等の配架（市内公共施設）	○今後も積極的に情報提供に努める。	コミュニティ推進課			
						31	国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進	○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進します。	○県主催「地域のリーダーを目指す女性応援研修」への参加 開催日：【県内】9月30日、10月11日、12月9日 【県外】11月15日（金）～16日（土） 場 所：【県内】福岡市内 【県外】鹿児島県、熊本県 参加者：市男女共同参画推進員1人 ※研修内容に男女共同参画に係る国際的な動向や他国の取組状況を学ぶ機会がある	○参加者の問題意識が向上し知識が深まった。また政策・方針決定への女性の参画を進めるため、地域で積極的に活動する女性リーダーの資質を高めることができた。今後も機会をとらえ積極的に取り組んでいく。	コミュニティ推進課	
			32	国際理解のための機会の提供	○男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち、男女共同参画を推進します。 ○国際的視野を学ぶ機会を提供します。	○情報提供 セミナー等の機会を通じて、ジェンダーギャップ指数等の情報を提供	○今後も積極的に情報提供に努める。	コミュニティ推進課				
						○コスモス市民講座 「さあ2020オリンピックを盛り上げよう」 参加者27名（延べ）	○「パラリンピック」を切り口に、国際的なスポーツ競技を通じ、映像資料や競技用車いす試乗等、男女共通の認識に立って学びを深めることが出来た。今後も、様々な手法で、国際理解を学ぶ機会を設ける。	生涯学習推進課				
			III と社会参画に向けた整備	1 ンスウィーの確立と社会への支援	(1) 地域生活の職業生活への支援	33	男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進	○待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図ります。	○各園との入所利用調整の実施 ○認定こども園の実施に向けた協議	○無償化の影響もあり予想以上に入所児童数が伸びているため、今後も、各園の定員変更も含め検討していく。 ○令和2年度は、認定こども園への移行に伴い定員の増を図る。 ○令和3年度に老朽化改修及び定員の増のための施設整備実施に向けて協議を進める予定。	子育て支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
計画の環境自立	会参・画ハ	ご対家する・			○公的機関における子育て環境の整備を行います。	○「子育て世代包括支援センター」開設 妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を提供するためセンターを開設	○妊娠・出産から乳幼児期まで、あらゆる相談を受け付ける「ワンストップ窓口」の設置により、子育て支援の環境整備ができた。	子育て支援課	
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援	33	男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進	○地域における子育て支援体制を充実します。	○子育て支援体制の徹底 子育て応援サポーターを4人養成し、乳幼児健康診査の案内を配布する等、地域の中で子育て支援を実施	○子育て応援サポーターによる乳幼児健康診査の配布を通じて、地域の中で顔の見える関係づくりができつつある。 ○乳幼児健康診査の案内配布は基本的に校区で実施しているため、人数の少ない校区のサポーター確保等が引き続き課題である。	子育て支援課	
			34	男女共同参画の視点に立った介護体制の整備	○地域における介護支援体制を充実します。	○医療介護連携の取組 ・市内の医療、介護、福祉に従事する有志による古賀市在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」において、多職種連携及び情報交換を目的とした会議を行った(年6回) ・令和元年度より、在宅医療・介護連携推進事業を粕屋地区1市7町合同で粕屋医師会へ委託 ・講演会の実施 開催日：12月5日(木) 内 容：在宅での看取りについて 参加者：60人 ○認知症カフェの推進 認知症の人やその介護者、地域住民、医療や介護の専門職が気軽に集い、交流する場として「認知症カフェ」を設置(市内2カ所→5カ所へ)	○市の現状や課題を共有できた。今後も「コスモスネット」を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるような地域資源の検討等を行う。また、在宅医療・介護連携推進事業を委託することにより、連携シートの作成等広域的な医療・介護連携を推進することができた。 ○認知症カフェに集い、日頃の介護について当事者間で情報交換することで介護疲れの軽減が図れる場所となっている。各団体は自主運営で実施しており、令和元年度は3カ所が新設した。口コミで広がっているが、活動の周知等は不十分であることが課題。今後は、チラシ等を作成し、包括支援センターの専門職などを通じて普及・啓発を行う。	介護支援課	
		(2) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	35	市民を対象とした法令や制度の周知	○市のホームページ、広報こが等に定期的に掲載し、周知を図ります。	○広報こがへの掲載 3月号：女性活躍推進法改正について ○法令や制度に関するセミナー等のチラシの配架 関係課市内公共施設等に配架、市ホームページ掲載 ○市内事業所等への周知 古賀市企業内人権同和問題研修推進員企業60社に女性活躍推進法改正に関する啓発チラシの配布	○広報こが、チラシの配架、ホームページを通じて、市民を対象とした法令や制度の周知を図った。今後も継続して行う。	コミュニティ推進課	
			36	モデル事業所の紹介	○市内事業所を取材し、広報こがで紹介しします。	- -	- ○今後も関係機関と連携し男女共同参画の重要性を伝えていく。	コミュニティ推進課 商工政策課	
		(3) ひとり親家庭等の自立に対する支援	37	就労に関する情報提供、資格取得のための支援	○関係機関と連携し、必要な情報を提供し、適切な支援につなげます。	○高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の案内及び支給 ○ハローワークや無料職業紹介所の紹介等を実施 ○県ひとり親サポートセンターの就業支援講習会の案内 ○広報にて周知 ○未就労者の就労支援の実施 無料職業紹介所と連携し、就労支援パソコン教室4クール(1クールにつき9回)を実施 参加者：15人(男2人・女13人)	○ひとり親サポートセンター等の公的機関による講習会の情報についてサンコスモ内の掲示板にコーナーを設け、掲示し、周知を図った。また、相談者に対し情報提供を行った。 ○対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後も引き続き、事業の周知を図る。 ○時期等により就労率は変化するが、一定の就労に繋がっている。	子育て支援課	隣保館
			38	ひとり親家庭等への支援施策の周知	○ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業をはじめとした支援事業の周知を図ります。	○市民周知の実施 ・子育て支援課窓口に「福祉のしおり」を設置 ・子育てBOOKにひとり親家庭等への支援施策を一覧で掲載 ・市ホームページにて周知 ・広報にて周知	○対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後も引き続き、支援事業の周知を実施する。	子育て支援課	
		(4) 豊かな高齢期を送る支援	39	男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施	○中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を市民や事業所に提供します。	○コスモス市民講座 ・特別講演会「人生100年時代 やっと見つけた 手ごたえのある生き方」 参加者103名 ・「これで安心 人生100年計画」 参加者9名 ・「今知ってトクする 相続と遺言」 参加者25名	○特別講演は「社会と関わり社会に貢献できる人」「豊かな人生をどう送るか」を考えていただく機会となり、非常に好評であった。今後も、男女が共に参加しながら生活設計について学べる機会を設ける。	生涯学習推進課	
						○高齢者ライフプランニング講座 開催日：3月5日(木)、12日(木)、19日(木)、25日(水) 参加者：新型コロナウイルス感染予防のため中止	○古賀市において先んじて高齢者のライフプランニングに関する講座を行い、シニアライフに情報やヒントを提供してきたが、類似の講座が多く開催されることになったため、廃止する。	介護支援課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課	
		るための				○60歳からの仕事選びとお金(年金)ライフアンドワークデザイン講座 開催日:3月25日(水) 参加者:新型コロナウイルス感染予防のため中止	○今後も関係機関と連携し効果的な取組を検討する。	商工政策課		
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	1ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(4)豊かな高齢期を送るための支援	39	男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施	○市民活動への参画についての相談事業を充実します。	○効果的な市民活動の支援や地域課題の解決及びまちづくりにつながる市民活動を推進するため、市民活動支援センターのあり方を検討し、平成31年4月1日から特定非営利活動法人エコけんにセンターの運営を委託した ○「ボランティア入門教室」の開催 開催日:12月19日(木) 内容:公益活動への理解深め、実働意欲を高める 参加者:古賀北中学校1学年 生徒186名 ○古賀市地域活動サポートセンターにおいて、高齢者等のボランティア、健康づくり、生きがいづくりに役立つ相談、情報提供を行っている	○SNSを活用し市民活動について積極的に情報発信を行うと共に、団体からの様々な相談についてアドバイスや団体間交流の支援を行った。 ○ボランティア活動について、将来の担い手を増やすため、中学生に対し講話やゲームの手法を用い啓発を行った。	コミュニティ推進課		
			40	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立	○地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援します。	○在宅高齢者及び介護従事者の日常生活を支援する仕組みの構築 ・生活支援体制整備事業※の推進 地域等が行う高齢者に対する介護予防、生活支援、社会参加の促進を支援するために全市域に第1層協議体、小学校区ごとに第2層協議体を設置し、第1層と第2層に生活支援コーディネーターを1人ずつ配置(女性)した。協議体の協議に基づき、生活支援コーディネーターは高齢者等の支援を行う仕組みをつくりながら、介護従事者の社会参画を支援する ※生活支援体制整備事業とは 地域等が在宅の高齢者に対して行う、介護予防、生活支援及び社会参加を様々な担い手が支援する仕組みをつくる事業	○第2層協議体全て(8校区)で地域の高齢者を支援する様々な主体を集めた会議を行い、在宅高齢者及び介護従事者の生活を支援する仕組みの構築を進めることができた。今後もボランティアの活用や地域の支え合いを推進し、介護従事者の負担軽減を図り、社会参画を支援する。	介護支援課		
					○介護予防の視点から、地域において行う生きがい貢献活動を支援します。	○介護予防サポーター活動支援事業を実施 高齢者が地域の公民館や高齢者関係施設等における様々な活動をボランティアとして支援することを奨励し、社会参加を促す ・登録者数 238名 ・延べ支援回数 3,948回/年	○ボランティア活動をとおして生きがいを持って社会参加する高齢者が毎年増えている。地域や高齢者施設等に必要な存在となっている。現在、サポーター登録者は女性が多いが、支援対象を広げながら男性の登録も促進する。	介護支援課		
					○高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援します。	○コスモス市民講座 ・「狭いところでもできる 節約家庭菜園」 参加者22名 ・「美しい折り紙で認知症予防」 参加者21名 ・「美しく魅せる筆ペン講座」 参加者21名	○地域の高齢人材の活躍の場を設け、生きがいや社会参加することの良さを感じていただける場となった。今後も知識・技術を持った方の情報収集をしていく。	生涯学習推進課		
						○求人情報の提供	○高齢者に特化した支援は実施していないが今後も求人情報の提供を通じて生きがいづくりや社会参加を支援する。	商工政策課		
					41	様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実	○支援に向けての情報提供を充実します。	○情報提供 県や福岡市男女共同参画センターで行われる講座等についてチラシ等の配架(市内公共施設)	○今後も積極的に情報提供に努める。	コミュニティ推進課
						○相談事業の充実を図ります。	-	○女性に特化した事業は実施していないが今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	福祉課	
						○相談事業の充実を図ります。	○そうだん5(ファイブ)での相談対応および情報の提供 人権擁護委員・行政相談委員及び人権センター職員で対応による相談 該当する相談案件無し	○職員の相談業務についてのスキルアップと、相談に対する対応など充実を図る。	人権センター	
							○隣保館管理施設周辺地域の市民を中心に、相談業務を実施	○窓口業務や地域訪問を通じ、様々な相談を受けるとともに、関係部署・関係機関と連携し市民の問題解決を進めていく。 ○今後も隣保館内にある「消費生活センター」「法律相談センター」などの利用を促し、相談事業の充実を図る。	隣保館	
		2 生 活	(1)	42	母体の保護と母子保健対策の推進	○女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談	○電話や面会による健康相談の実施	○個別対応も含め、他課と連携を図りながら実施できた。	予防健診課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
	生涯を通じた健康管理への支援	持・生涯を推進した健康の推進			心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員のストレスチェックの活用と事後的措置の実施 ○生命誕生と思春期の性差や個人差について、計画的に授業を実施 ○常時、養護教諭が保健室で保護者や児童生徒等、個別の相談に対応 ○全小中学校に心の教室相談員を各1名配置 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者・児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストレスチェック活用と事後的措置の充実を図り、メンタルヘルスを推進する。 ○小中学校の「性に関する指導」の内容を充実させ、性差や個人差を認め合い、自他を大切にす気持ちや態度を育てる。 ○児童生徒のさまざまな問題や悩みを相談できる体制を学校組織として進めていく。 	学校教育課	
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境整備	2 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進	42	母体の保護と母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 ○健康診査の受診を呼びかけ、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター開設 妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目のない支援を実施 ○妊娠期からのケアサポート事業を継続 母子健康手帳交付時からの各種相談、リスク妊婦を把握し電話や訪問支援等を実施 ○妊婦健康診査14回分の補助を実施（平成21年度より継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から早期にサポートすることで、安全・安心なお産に向けて不安軽減を図り、子どもの養育支援や児童虐待の早期発見、早期対応につながっている。 ○健康面や精神面の支援をはじめ、経済的な問題や身近に支援が無いなど、様々な要因が重なり複雑で時間を要するケースが増えている。 ○アセスメントシートに基づき、必要に応じて妊婦の個別支援プランを作成し、適切な支援につないだ。 ○妊婦健康診査の補助を継続し、妊娠中の経済的負担の軽減が図れた。 ※アセスメントシートとは・・・ 「ケアプランを作成するために集める」「利用者やその周辺の情報を取りまとめる」様式 	子育て支援課	
					<ul style="list-style-type: none"> ○特定年齢の女性への子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布（平成21年度より継続） 内容：新規対象者に無料クーポン券を配布し受診勧奨を行うとともに、検診に関する知識の普及を実施 令和元年度配布数：子宮頸がん（20歳）292人、乳がん（40歳）386人 実績：平成30年度→令和元年度（R2.2月末） 子宮頸がん1,218人→1,318人 （内：クーポン対象者受診者数35人→25人） 乳がん 1,357人→1,452人 （内：クーポン対象者受診者数145人→120人） 骨 232人→224人 ○福祉まつりでがんについてのパネル展示等周知啓発、がん検診の受診勧奨を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種がん検診は、H30年度に比べ受診者数は増加したが、子宮頸がんや乳がん検診については、無料クーポン対象者の受診者が少ない状況である。骨粗しょう症検診は減少していた。 ヘルスステーションや出前講座など地域での啓発や特定健診と合わせた受診勧奨の強化、受診しやすい健診環境の整備、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨などにより健診受診の意識付けを行い、更なる受診者増に向けた取組を進める。 	予防健診課		
			43	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談についての電話相談や窓口などでの面会相談の実施 ○地域における出前講座やヘルスステーションでの健康測定会や健康相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康についての自己管理ができるようなわかりやすい資料を作成するなど、健康教育、学習の工夫を行った。今後も個別健康相談などを継続的に行うとともに保健師、管理栄養士などが地域に出向き市民の健康意識の向上を図る。 	予防健診課	
					<ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキングをとおした健康づくりの啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ウォーキングの開催（3回）参加者：延べ1,244人 ・市民ウォーキングの開催 参加者：1,488人 ・まちづくり出前講座「ウォーキング講座」（12回） 参加者：延べ5,088人 ○コスモス市民講座 <ul style="list-style-type: none"> ・「自分の体を再発見 健康生活」 1講座3回、参加者延べ55名 ・「ハイキングで古賀を歩こう」 参加者13名 ・「これはハマる！軽スポーツを楽しむ体力測定」 参加者14名 ・「健康で楽しくこれで生涯現役ピンピンピン」 1講座3回、参加者延べ42名 ・「ピラティス・散策 無理なく楽しく筋力アップ」 1講座3回、参加者延べ47名 ・「減塩クッキングで健康生活～健康寿命にピタリ～」 1講座3回、参加者延べ47名 ・「運動不足解消 運動機能が復活する講座」 参加者20名 ・「自分でできるリンパケア」 参加者21名 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が気軽に健康づくりに取組めるよう、年1回の市民ウォーキングと年4回程度地域ウォーキングを実施している。また、まちづくり出前講座でもウォーキングを実施している。 今後も気軽に楽しく健康づくりができるよう、ウォーキングの内容を工夫しながら啓発に努める。 ○自分の心や体の健康に関心を寄せ、健康寿命を延ばす行動に移せる市民がより多くなるよう、市民の学習意欲をうまく引き出しながら、継続して取組む。 	生涯学習推進課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
						<p>○広報こがやホームページ等による啓発</p> <p>○健診会場の見直しやレディースデイの追加などの健診環境の整備</p> <p>○健診未受診者に対する電話勧奨（過去3年間に受診した人で不定期受診の人）</p> <p>○新規受診者獲得に向けた事業企画の提案 内容 ・特定健診受診者への個人インセンティブの提供（けんしん割） ・地域情報誌「おるね」によるけんしん割の周知啓発、インセンティブの強化 実績：平成30年度→令和元年度 特定健診：2,777人→2,873人 胃がん：1,726人→1,769人 大腸がん：2,624人→2,678人 肺がん：2,138人→2,167人</p> <p>○市内医療機関医師との情報交換会実施等による連携強化 ※女性特有の検診受診者数は、No.42参照</p>	<p>○令和元年度は、H30年度と比べて受診者数は微増したが、特定健診の受診率は県内でも低い方に位置する。ヘルスステーションや出前講座など地域での啓発や特定健診と合わせた受診勧奨の強化、受診しやすい健診環境の整備、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨などにより健診受診の意識付けを行い、更なる受診者増に向け取組む。</p>	予防健診課	
Ⅲ 男女共同参画の自立と社会参画に向けた環境	2 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進	43	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供	<p>○保健指導を行い、健康的な食生活及び運動習慣の確立、肥満の予防、健康保持を図ります。</p>	<p>○特定健診及び基本健診受診者に対し、特定保健指導や結果説明会、糖尿病予防教室等の実施 糖尿病予防教室参加者（OB会含む）：27人</p> <p>○受診者の検査結果に応じた少人数グループでの結果説明会の実施 結果説明会参加者：383人</p> <p>○健診結果に応じた個別保健指導の実施</p> <p>○保健指導の利用啓発 ・健診受診会場におけるタイムリーな保健指導の勧奨 ・チラシ及び広報、による保健指導に関する周知</p>	<p>○小人数グループによる結果説明会において健診受診者全員が保健指導を受診できる機会を提供することができた。 今後も健診結果を地域で受けることができる出前講座メニューの周知の強化工夫しながら健康保持を図る。</p>	予防健診課	
				<p>○HIV/エイズ、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>○性教育の中で実施 性教育（9回） テーマ：1年生「思春期のこころとからだ」 2年生「性と生～生命誕生から思春期の今へ～」 3年生「性感染症について」 参加者：古賀中学校 2月15日（土）開催 （1年生195人、2年生201人、3年生228人） 古賀北中学校 12月18日（水）開催 （1年生201人、2年生194人、3年生193人） 古賀東中学校 11月18日（月）開催 （1年生110人、2年生127人、3年生105人） ※H26年度より三者（中学校、福岡女学院看護大学（母子保健関係）市）で連携して各学年に応じたテーマと内容を決定し実施</p>	<p>○各中学校の性教育は、HIV/エイズ、性感染症に対する正しい知識を学ぶ機会となった。今後も三者（中学校、福岡女学院看護大学、市）の連携を図りながら性教育に取り組み、各学年ごとに健康保持のため正しい知識の普及に努める。</p>	子育て支援課		
					<p>○情報提供 県・警察・関係団体から提供されるポスターやチラシ等の掲示を実施</p>	○引き続き啓発・周知を行う	青少年育成課		
					<p>○「からだ・いのち・こころ」について系統的に学ぶ人権学習を実施（全小中学校で実施）</p> <p>○「性の逸脱（性的非行行為）」に関する規範意識学習を実施（全中学校で実施）</p>	○今後も計画的・系統的に性に関する学習等を設定し、児童生徒の意識付けや啓発に努める。	学校教育課		
					<p>○薬物乱用の害について情報提供し、防止を図ります。</p>	○要望等により実施を検討する。	予防健診課		
					<p>○情報提供 県・警察・関係団体から提供されるポスターやチラシ等の掲示を実施</p>	○引き続き啓発・周知を行う	青少年育成課		
					<p>○薬物乱用防止に対する学習会の実施（全小学校高学年、全中学校で実施）</p>	○今後も計画的・系統的に薬物乱用に関する学習等を設定し、児童生徒の意識付けや啓発に努める。	学校教育課		
		<p>○「自死」の問題について情報提供し、防止を図ります。</p>	○引き続き啓発・周知を行う	青少年育成課					

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策(実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
整備						<p>○ゲートキーパー研修の実施(5回) (職員向けゲートキーパー研修(4回)) 開催日:1月30日(木)、1月31日(金)計4回実施 参加者:348人 (市民向けゲートキーパー研修) 開催日:2月8日(土) テーマ:「誰もが生きやすいまち古賀をめざして ～若い世代を理解し、心のよりどころとなるには～」 参加者:25人</p>	<p>○令和元年度より計画に基づき、自殺対策の推進を図る。 ○ゲートキーパーの心構えと役割について啓発できた。自死予防対策については継続した研修が重要であるため、今後も継続して取組む。</p>	予防健診課	
						<p>○道徳や特別活動を中心とした人権学習を実施(全小中学校で実施)</p>	<p>○人権教育全体で命の大切さに関わる内容のカリキュラムをデザインし、学習の充実に努める。</p>	学校教育課	
Ⅲ 男女共同参画の 自立と社会参画に向けた環 境整備	2生涯を通じた健康管理への支援	(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	44	性と生殖に関する健康と権利に関する情報及び学習機会の提供	○性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図ります。	<p>○性教育の中で実施 性教育(9回) テーマ:1年生「思春期のころとからだ」 2年生「性と生～生命誕生から思春期の今へ～」 3年生「性感染症について」 参加者:古賀中学校 2月15日(土)開催 (1年生195人、2年生201人、3年生228人) 古賀北中学校 12月18日(水)開催 (1年生201人、2年生194人、3年生193人) 古賀東中学校 11月18日(月)開催 (1年生110人、2年生127人、3年生105人) ※H26年度より三者(中学校、福岡女学院看護大学(母子保健関係)市)で連携して各学年に応じたテーマと内容を決定し実施</p>	<p>○中学校の性教育は、性の個人差や生命誕生を踏まえた「命の大切さ」等の正しい知識を学ぶ機会となった。今後も三者(中学校、福岡女学院看護大学、市)の連携を図りながら性教育に取組み、各学年に応じて多様な性のあり方や妊娠・出産などの人生設計を考えられる機会としていく。</p>	子育て支援課	
						<p>○学習の機会の提供 小学校から中学校までの9年間に系統的に位置づけた「性に関する指導」において、保健(保健体育科)や特別活動、道徳等の授業で生命の尊さ、家族愛、性的マイノリティなど自分らしく生きることの大切さについて学んでいる</p>	<p>○各教科、各領域における「性に関する指導」のカリキュラムをデザインし、児童生徒が深く自分自身を理解し、これからの生き方に生かせるような学習の充実に努める。</p>	学校教育課	
						<p>○男女共同参画セミナーの開催 開催日:8月3日(土) 講 演:【親子で学ぶ性教育】「からだについていっしょに学ぼう!」 参加者:31人(大人16人(男1人、女15人) (子ども15人(男6人、女9人))</p> <p>○デートDV講座の開催(2回) ①開催日:4月4日(木) 講 演:「デートDVってなに?」 参加者:111人(福岡女学院看護大学1年生) ②開催日:9月25日(水) 講 演:「デートDVについて知ろう!」 参加者:650人(古賀竟成館高等学校全生徒)</p> <p>○周知・啓発 広報こがにDV特集記事を掲載</p>	<p>○発達段階に応じた性教育が自己肯定感を育み適切な知識は性被害を防ぐことにつながると大人だけでなく子どもにも意識啓発できた。20代～40代の若い子育て世代に参加してもらうことができた。今後も市民ニーズや実態を把握しながら取組を実施する。</p> <p>○若い世代に対して、デートDVについての知識を深め、性に関する基本的人権を伝えることができた。</p> <p>○今後も機会を捉えて周知啓発を行う。</p>	コミュニティ推進課	
Ⅳ 女性への	1女性への	(1)配偶者等か	45	DV(デートDVを含む)防止に向けた啓発及び研修会の開催	○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施します。	<p>○男女共同参画セミナーの開催(2回) ①開催日:8月3日(土) 講 演:【親子で学ぶ性教育】「からだについていっしょに学ぼう!」 参加者:31人(大人16人(男1人、女15人) (子ども15人(男6人、女9人))</p> <p>②開催日:11月22日(金) 講 演:「性暴力と生きることのリアル～私と大切な誰かのために学ぶ～」 参加者:49人(男5人、女44人)</p>	<p>○2回のセミナーをとおして、女性への暴力根絶のための意識啓発が、幅広い年齢層に実施できた。また、DV防止週間にセミナーを行うことで、DV防止週間の周知、啓発にもつながった。今後も市民ニーズや実態を把握しながら取組を実施する。</p>	コミュニティ推進課	
						<p>○デートDV講座の開催(2回) ①開催日:4月4日(木) 講 演:「デートDVってなに?」 参加者:111人(福岡女学院看護大学1年生) ②開催日:9月25日(水) 講 演:「デートDVについて知ろう!」 参加者:650人(古賀竟成館高等学校全生徒)</p> <p>○JR古賀駅での街頭啓発 DV防止週間期間中に相談カードと啓発物品(ポケットティッシュ)の配布 実施日:11月14日(木) 参加者:7人(古賀市男女共同参画推進員4人、コミュニティ推進課職員3人) 配布数:300個</p>	<p>○若い世代に対して、デートDVについての知識を深め、性に関する基本的人権を伝えることができた。</p> <p>○駅を利用する様々な人にDV防止啓発ができた。</p>	コミュニティ推進課	

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
性への暴力根絶	暴力根絶と被害者支援	らの暴力根絶に向けた取組				○古賀市人権擁護委員によるデートDV防止教室の実施（3回） 開催日：7月 1日（月） 古賀北中学校3年生（186人） 開催日：2月10日（月） 古賀中学校3年生（225人） 開催日：2月18日（火） 古賀東中学校3年生（105人）	○今後も人権擁護委員と連携して啓発活動に取り組んでいく。	人権センター	
					○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、理解を促します。	○周知・啓発 広報こがにDV特集記事を掲載 ホームページお知らせ欄に県内相談窓口を掲載	○今後も機会を捉えて周知啓発を行う	コミュニティ推進課	
					○高校生等を対象とした、「デートDV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。	○デートDV講座の開催（2回） ①開催日：4月4日（木） 講 演：「デートDVってなに？」 参加者：111人（福岡女学院看護大学1年生） ②開催日：9月25日（水） 講 演：「デートDVについて知ろう！」 参加者：650人（古賀竟成館高等学校全生徒）	○今後も機会を捉えて周知啓発を行う ※市広報紙の掲載計画には毎月ごとに割り当てがあり、年間計画を立てて掲載している	人権センター	
					○古賀市人権擁護委員によるデートDV防止教室の実施（3回） 開催日：7月 1日（月） 古賀北中学校3年生（186人） 開催日：2月10日（月） 古賀東中学校3年生（225人） 開催日：2月18日（火） 古賀中学校3年生（231人）	○若い世代に対して、デートDVについての知識を深め、性に関する基本的な人権を伝えることができた。	コミュニティ推進課		
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力根絶に向	45	DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催	○高校生等を対象とした、「デートDV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。	○性教育の中で実施 性教育（9回） テーマ：1年生「思春期のころとからだ」 2年生「性と生～生命誕生から思春期の今へ～」 3年生「性感染症について」 参加者：古賀中学校 2月15日（土）開催 （1年生195人、2年生201人、3年生228人） 古賀北中学校 12月18日（水）開催 （1年生201人、2年生194人、3年生193人） 古賀東中学校 11月18日（月）開催 （1年生110人、2年生127人、3年生105人） ※H26年度より三者（中学校、福岡女学院看護大学（母子保健関係）市）で連携して各学年に応じたテーマと内容を決定し実施	○性教育の中でデートDV等の理解とその相談先を啓発することができた。今後も啓発に努める。	子育て支援課	
					○職員研修のテーマに取り上げます。	○後期人権研修として、DVを含む女性の権利というテーマを取り上げ、所属長に示した	○引き続き、研修テーマとして示していく。	人事課	
			46	DV相談機能（女性ホットライン等）の充実・強化	○講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底します。	○相談者に対し相談先啓発カード（こが女性ホットライン）の配布 ○相談先啓発カードの配架 場 所：子育て支援課窓口、女性用トイレ等 ○広報こが行事カレンダーにて相談先周知 ○相談カード等の配架 場 所：人権センター前市民啓発コーナー、人権センター窓口 カード：「そうだん5（ファイブ）」	○DVに関する相談者に対して必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後もホットラインの存在を周知徹底する。 ○今後もDV相談機能充実・強化のため相談窓口等の情報について発信していく	子育て支援課 人権センター	
					○相談カードの配布 福岡女学院看護大学デートDV講座で参加者に配布 ○相談カードの設置 市内公共施設及び成人式にて設置 ○ホットラインの周知 広報こがDVの特集記事掲載の中でホットラインについても周知 ○JR古賀駅での街頭啓発 DV防止週間期間中に相談カードと啓発物品の配布 実施日：11月14日（木） 参加者：7人（古賀市男女共同参画推進員4人、コミュニティ推進課職員3人） 配布数：300個	○今後も機会を捉えて相談カードの設置及び配布を検討する。	コミュニティ推進課		

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
	支援	けた取組			○関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図ります。	○相談者に対し相談先啓発カード（こが女性ホットライン）の配布 ○相談先啓発カードの配架 場 所：子育て支援課窓口、女性用トイレ等 ○広報こが行事カレンダーにて相談先周知	ODVに関する相談者に対して必要な情報が行き届くように、周知方法等についても検討し、今後もホットラインの存在を周知徹底する。	子育て支援課	
						—	—	コミュニティ推進課	
						—	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。	福祉課	
		47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。	—	—	—	コミュニティ推進課	
				○被害者に対する相談事業の実施 DV被害者からの相談に対し、関係各課と連携し、被害者の保護及び支援を行った		○引き続き関係各課との連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援ができる様に相談窓口や相談事業の周知を図る。		子育て支援課	
				ODV相談（高齢者虐待として対応） 令和元年度はDV対応ケースなし		○相談内容に合わせ課内コアメンバー会議を実施し、状況に応じた関係課と連携しながら対応を行うことができた。令和元年度については保護に至る深刻なケースはなかったが、今後も引き続き相談・支援を継続する。		介護支援課	
				○要保護児童対策地域協議会と連携し、DV等の情報の早期発見に努めた		○引き続き関係機関との連携を強め、情報を収集し、DV等の早期発見に努め被害者の保護及び支援につなげる。		学校教育課	
		ODV被害者である滞納者への滞納整理において、適切な対応を行った		ODV被害者である滞納者への滞納整理において、個人情報を慎重に取り扱う必要があることを意識する。		収納管理課			

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組	47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。	○住民票等閲覧制限者について、住所非表示等のシステム対応を行った	○今後も引き続き、本人以外へ情報が提供されないようシステムで対応する。		財政課
					—	—	○関係各課の取組等情報共有ができた。今後もDV被害者保護のため、関係各課と連携に努める。		市税課
					—	ODV被害者の市営住宅への申込みに対して関係機関の紹介を行う等、適切に対応を行った	○DV被害者情報を含めた個人情報の取扱いについては、今後も慎重に行っていく。		管財課
					—	—	○DV対策については、今後も引き続き、各課が管轄している業務内容についての理解を深めることが重要である。合わせて、当課が保有している個人情報について、その重要性和慎重な取扱いが不可欠であることを全職員が常に念頭に置き、業務に取り組みなければならない。		上下水道課
					—	—	○今後も引き続き、関係機関と連携しながら、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める。		福祉課
					—	—	○関係各課との情報共有及び相談機能の充実・強化に努める。		人権センター
					—	ODV被害者支援のための市町村職員研修の参加	○ODV等被害者の住所の探索防止の事務処理を行った。		市民国保課
					—	○住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の運用	○他課との連携を図り、的確に制度を運用していく必要がある。		
					○近隣市町村との連携した取組を推進します。	○市町村間での連携実施 DV被害者の転出・転入に対し、関係市町村間で情報共有し連携を行った	○引き続き関係市町村で連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援を図る。	子育て支援課	
					○自立までの間、生活支援を行います。	○自立に向けた生活支援の実施 ・安心して生活ができるよう母子生活支援施設入所に関する情報提供 ・市役所等の各種手続きにおける同行支援 ・自立に向けて面談を行い、必要とされる制度の案内や公営住宅に関する情報提供を行った	○支援を必要としている方が安心して生活ができるように、引き続き母子生活支援施設など関係施設と連携を図る。	子育て支援課	
					○医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取り組みます。	○相談者への相談先の情報提供 ○関係機関との情報共有の実施	○引き続き関係機関で連携強化を図り、対象者に対し適切な保護・支援を図る。	子育て支援課	
					—	—	○引き続き関係機関との連携を図る。	コミュニティ推進課	
					—	—	○関係機関との連携については継続し、被害者支援に努める。	人権センター	
					(2) セクハラ・パワハラ等暴力の根絶	48	セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり	○女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安全安心なまちづくりを推進していきます。	—
—	○男女共同参画セミナーの開催 開催日：11月22日(金) 講演：「性暴力と生きることのリアル～私と大切な誰かのために学ぶ～」 参加者：49人(男5人、女44人)	○今後も機会を捉えて周知啓発を行う。	コミュニティ推進課						
—	○周知・啓発 広報こがにDV特集記事を掲載 ○JR古賀駅での街頭啓発 DV防止週間期間中に相談カードと啓発物品の配布 実施日：11月14日(木) 参加者：7人(古賀市男女共同参画推進員4人、コミュニティ推進課職員3人) 配布数：300個								
—	○福岡女学院看護大学学友会防犯ボランティアと市内自主防犯団体、警察、市議会、市が連携した性犯罪防止などの防犯関係街頭啓発(JR古賀駅)の実施	○女性への暴力根絶を包括した啓発を行うことで、若い世代や被害者・加害者になり得る人への啓発につながったと考える。今後も取り組みを継続するとともに、啓発対象者を広げるため、実施場所や参加者を検討する。	総務課						

基本目標	基本方針	基本施策	No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	令和元年度事業実施内容	成果および今後の課題・取組	担当課	関係各課
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(2) セクハラ・パワハラ等暴力の根絶	48	セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり	○県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保ちます。	○民間グループとの連携 NPO法人福岡ジェンダー研究所と連携した取組の実施	○今後も連携して市民出前講座を行う。	コミュニティ推進課	
					○職員研修のテーマに取り上げます。	○管理職対象のマネジメント研修において、危機管理の一つとしてハラスメントを取り上げ、研修を行った	○引き続き、研修テーマとして掲げ、ハラスメントのない職場を目指す。	人事課	
					○関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請します。	—	—	コミュニティ推進課	
						○古賀市企業内人権・同和問題研修推進会議全体研修の実施 日 時：2月19日(水) テーマ：「性的少数者の人権と企業の責任」 参加者：企同推会員19人	○今後は、福岡県人権・同和对策局調整課と連携を取りながら必要に感じ企業へ研修会開催について働きかけていく。	商工政策課	
						○市不祥事防止対策を目的とした検討委員会を実施(年10回) 校長を対象にセクハラ・パワハラ等の情報提供、問題提起を行った ○各校において職員研修を実施 校長のリーダーシップのもと、全小中学校で実施した	○未然防止のために、今後も管理職等や学校での研修の充実を図る。	学校教育課	
			49	性暴力の防止と被害者への支援	○性暴力の防止と被害者への支援について、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の情報提供を行います。	○男女共同参画セミナーの開催(2回) ①開催日：8月3日(土) 講 演：【親子で学ぶ性教育】「からだについていっしょに学ぼう！」 参加者：31人(大人16人(男1人、女15人) 子ども15人(男6人、女9人) ②開催日：11月22日(金) 講 演：「性暴力と生きることのリアル～私と大切な誰かのために学ぶ～」 参加者：49人(男5人、女44人)	○2回のセミナーをとおして、女性への暴力根絶のための意識啓発が、幅広い年齢層に実施できた。また、11月22日開催のセミナーでは、「性暴力被害者支援センターふくおか」のチラシを配布した。今後も機会を捉えて情報提供に努める。	コミュニティ推進課	
						○情報提供 県等が実施する研修会のチラシ配架(市内公共施設)	○今後も積極的に情報提供に努める。		
						○相談者への相談先の情報提供	○対象者に対し適切な相談先の情報提供を行う。	子育て支援課	

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状	目標	実績	担当課
		(計画策定時平成27年度)	(平成33年度) (令和3年度)	(令和元年度)	
①	男女共同参画に関する記事の掲載回数	10回	10回以上	22回	コミュニティ推進課
②	男女共同参画啓発事業開催数	10回	12回	13回	コミュニティ推進課
③	男女共同参画啓発事業参加者数	962人	1000人	1,171人	コミュニティ推進課
④	審議会等における女性登用率	40%	40%	43.5%	コミュニティ推進課
⑤	「女性人財リスト」登録数	14人	30人(33年度までに)	28人	コミュニティ推進課
⑥	管理職に占める女性の比率	15.80%	30%	19.4%	人事課
⑦	男性の育児休業取得率	0%	20%	18.2%	人事課
⑧	事業所、商工自営業主への研修実施数	3回	3回以上	1回	商工政策課
⑨	女性起業支援数	0件	50件(33年度までに)	67件	コミュニティ推進課 NO. 26「栄養バッチリ男の食」全3回 NO. 43「減塩クッキングで健康生活～健康寿命にピッタリ」全3回
⑩	家族経営協定締結数	23件	25件(33年度までに)	24件	
⑪	女性農業委員数	2人	2人以上	2人	農林振興課 R2. 3. 31時点登録業者 福岡県クボタ様確認済み
⑫	家事技術支援講座回数	1回	1回以上	3回	「人生100年時代 やっと見つけた 手ごたえのある生き方」 「これで安心 人生100年計画」 「今知ってトクする 相続と遺言」
⑬	男女共同参画に関する事業所訪問数	1社	10社(33年度までに)	1社	
⑭	子育て応援宣言企業数	39社	50社(33年度までに)	50社	男女共同参画係2件 人権センター3件
⑮	ライフプランニングに関する研修会実施数	1回	1回以上	3回	
⑯	DV(デートDV)講座実施数	2回	3回	5回	課

II 資料

■女性の参画状況

(H31年4月1日現在)

■審議会等委員への女性の登用状況

	(平成27年度)		(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)	
審議会等委員 (目標値30%) (広域の委員会を除く)	総数(人)	652	総数(人)	647	総数(人)	643	総数(人)	635	総数(人)	688
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	261	うち女性の数	254	うち女性の数	277	うち女性の数	276	うち女性の数	299
		40.0%		39.3%		43.1%		43.5%		43.5%

■地域における役職への女性の参画状況

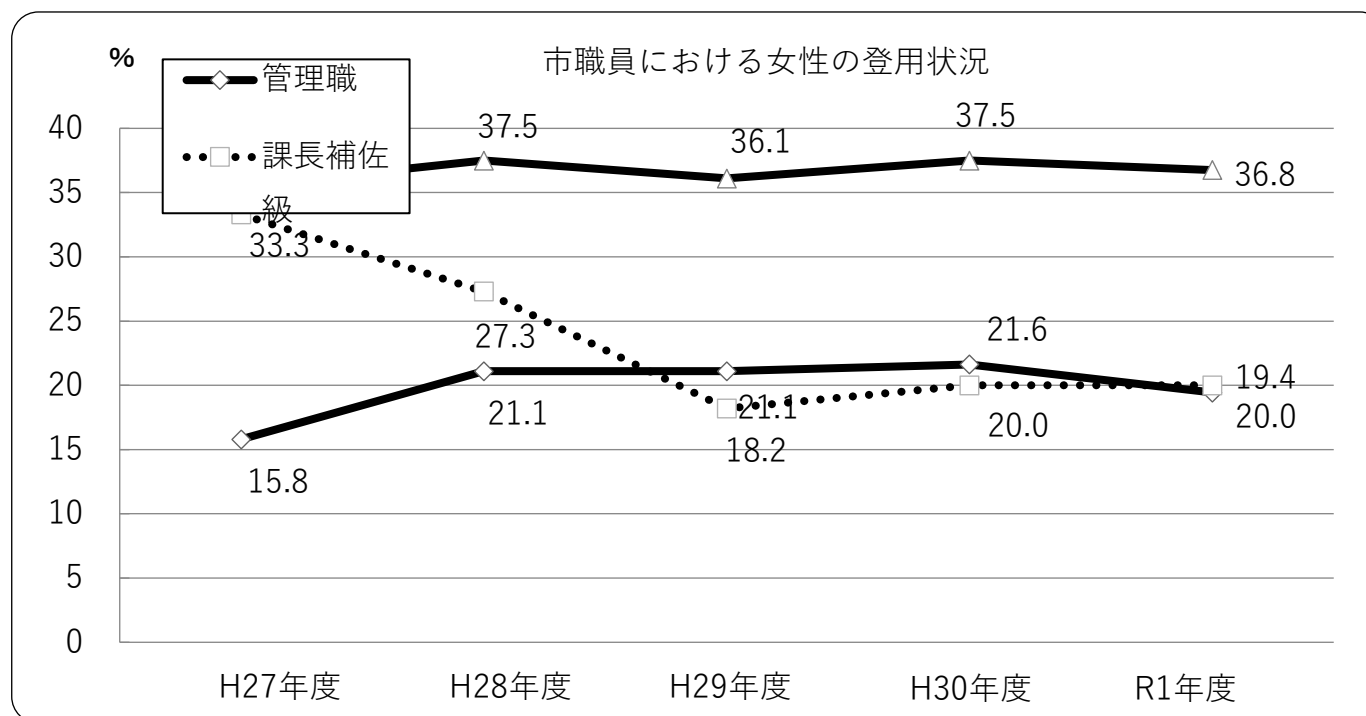
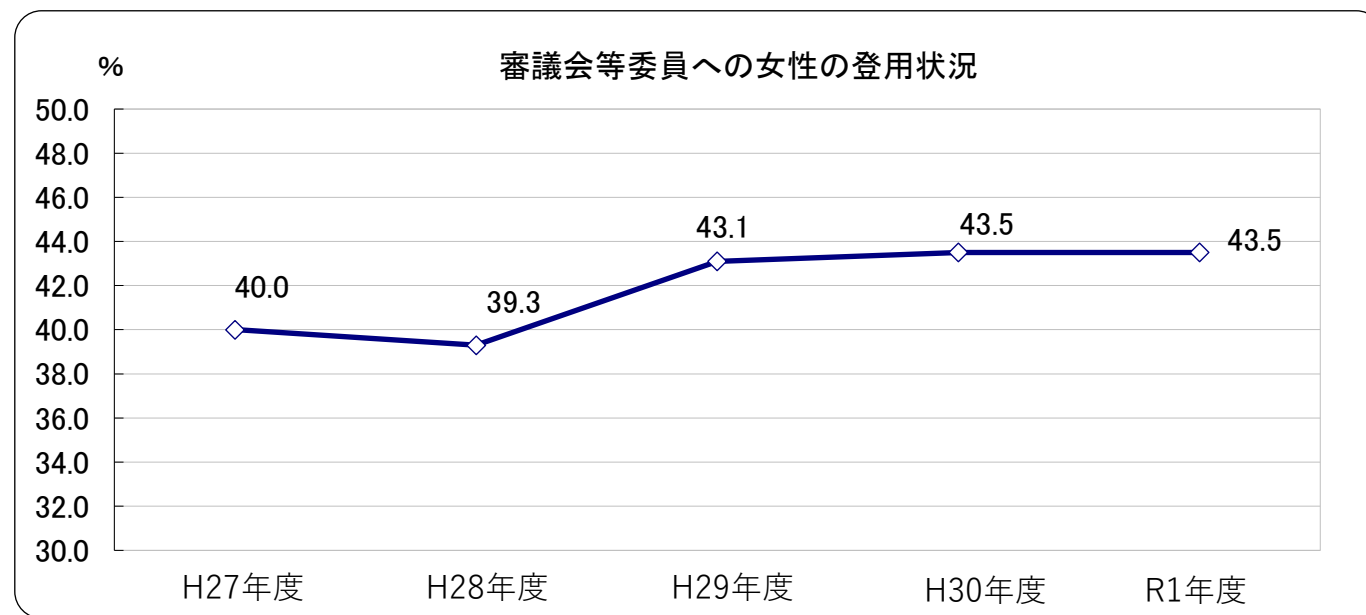
	(平成27年度)		(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)	
小学校PTA会長	総数(人)	8	総数(人)	9	総数(人)	9	総数(人)	8	総数(人)	8
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	1	うち女性の数	2	うち女性の数	3	うち女性の数	2	うち女性の数	3
		12.5%		22.2%		33.3%		25.0%		37.5%
中学校PTA会長	総数(人)	3	総数(人)	3	総数(人)	3	総数(人)	3	総数(人)	3
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0
		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
民生委員 児童委員	総数(人)	65	総数(人)	66	総数(人)	76	総数(人)	72	総数(人)	74
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	32	うち女性の数	31	うち女性の数	43	うち女性の数	44	うち女性の数	45
		49.2%		47.0%		56.6%		61.1%		60.8%

■市職員における女性の登用状況

	(平成27年度)		(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)	
管理職	総数(人)	38	総数(人)	38	総数(人)	38	総数(人)	37	総数(人)	36
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	6	うち女性の数	8	うち女性の数	8	うち女性の数	8	うち女性の数	7
		15.8%		21.1%		21.1%		21.6%		19.4%
課長補佐級	総数(人)	12	総数(人)	11	総数(人)	11	総数(人)	10	総数(人)	5
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	4	うち女性の数	3	うち女性の数	2	うち女性の数	2	うち女性の数	1
		33.3%		27.3%		18.2%		20.0%		20.0%
係長級	総数(人)	62	総数(人)	64	総数(人)	61	総数(人)	64	総数(人)	68
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	22	うち女性の数	24	うち女性の数	22	うち女性の数	24	うち女性の数	25
		35.5%		37.5%		36.1%		37.5%		36.8%

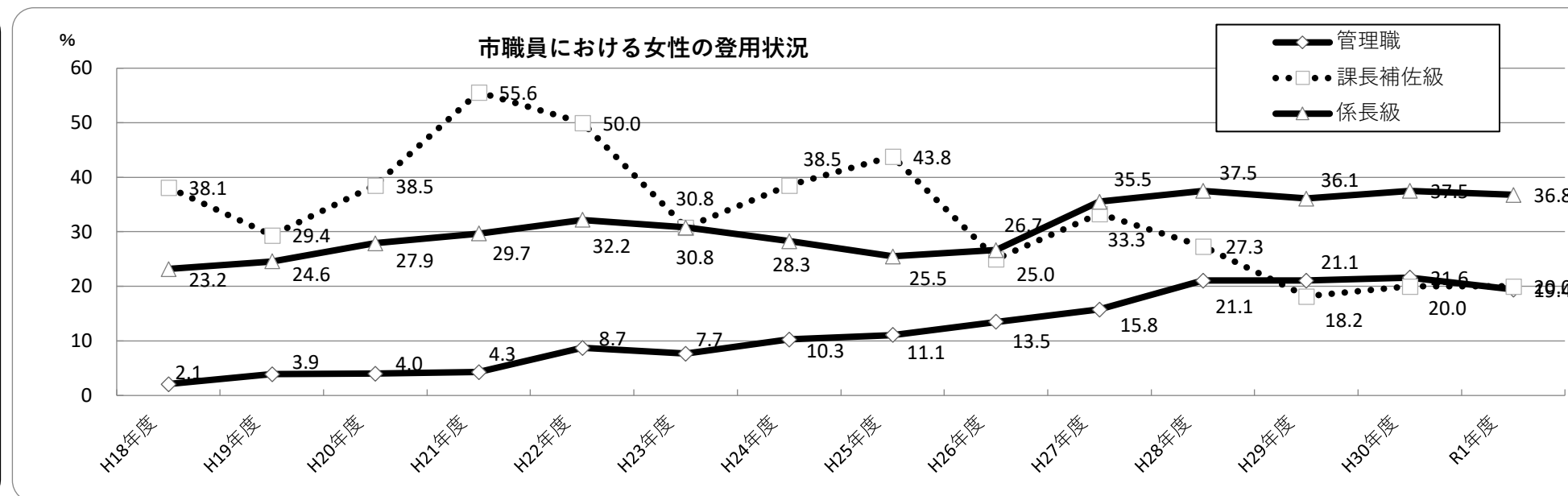
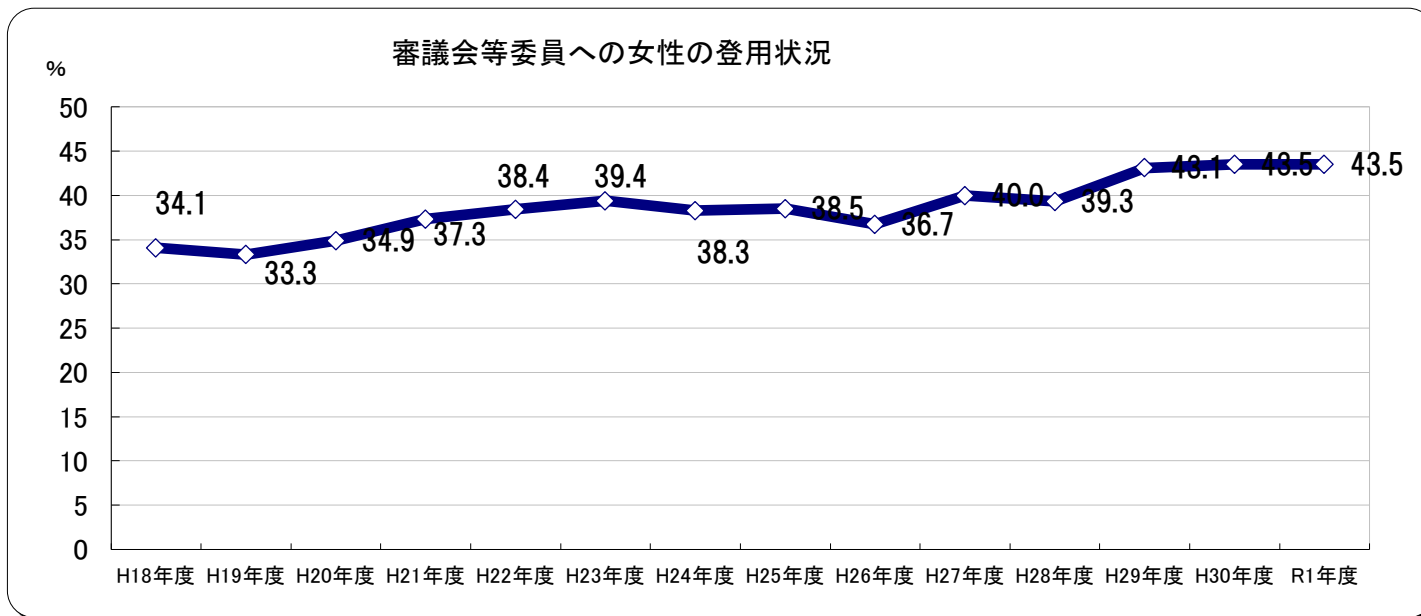
■市職員の在職状況

	(平成27年度)		(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)	
総職員	総数(人)	350	総数(人)	352	総数(人)	357	総数(人)	352	総数(人)	360
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	168	うち女性の数	171	うち女性の数	174	うち女性の数	175	うち女性の数	182
		48.0%		48.6%		48.7%		49.7%		50.6%



【参考】

	(平成27年度)		(平成28年度)		(平成29年度)		(平成30年度)		(令和元年度)	
副市長 (平成18年度までは 助役)	総数(人)	2	総数(人)	2	総数(人)	2	総数(人)	2	総数(人)	2
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0	うち女性の数	0
		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
自治会長	総数(人)	46	総数(人)	46	総数(人)	46	総数(人)	46	総数(人)	46
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	
	うち女性の数	5	うち女性の数	3	うち女性の数	4	うち女性の数	5	うち女性の数	4
		10.9%		6.5%		8.7%		10.9%		8.7%
	総数(人)	19	総数(人)	19	総数(人)	19	総数(人)	19	総数(人)	19
	女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合		女性の割合	



【参考】

	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
副市長 (平成18年度までは助役)	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 1	総数(人) 1	総数(人) 1	総数(人) 1	総数(人) 1	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 2	総数(人) 2
	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 0
自治会長	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 45	総数(人) 46	総数(人) 46	総数(人) 46	総数(人) 46	総数(人) 46	総数(人) 46	総数(人) 46
	うち女性の数 1	うち女性の数 0	うち女性の数 0	うち女性の数 1	うち女性の数 0	うち女性の数 3	うち女性の数 3	うち女性の数 4	うち女性の数 3	うち女性の数 5	うち女性の数 3	うち女性の数 4	うち女性の数 5	うち女性の数 4
市議会議員	総数(人) 20	総数(人) 20	総数(人) 20	総数(人) 20	総数(人) 20	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19	総数(人) 19
	うち女性の数 7	うち女性の数 5	うち女性の数 5	うち女性の数 5	うち女性の数 5	うち女性の数 6	うち女性の数 6	うち女性の数 6	うち女性の数 6	うち女性の数 6	うち女性の数 5	うち女性の数 5	うち女性の数 5	うち女性の数 4

■令和2年度 男女共同参画啓発事業実施状況

日時	内容	講師等	対象	参加人数	女	男	無記入	託児	会場
1 6月27日(土) 10時00分～12時00分	男女共同参画フォーラム ○ミニコンサート ○標語(一行詩)・男女共同参画表彰 ○講演「男と女 支え合って豊かな人生を」 ○活動パネル展示、農産物等の販売	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○講演/ 吉村 春生 さん (臨床心理士)	一般市民	0人	0	0	0	-	リーバスプラザ交流館 多目的ホール
2 7月	男女共同参画セミナー① 講演・ワーク 【親子で学ぶ性教育】「からだについていっしょに学ぼう！」	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○佐藤 蘭子 さん (助産師、福岡県立大学大学院看護学研究科 助産学領域助教)	0歳から小学生までの 子を持つ親 関心のある方ならどなたで も	0人	0	0	-	-	リーバスプラザ交流館 304和室
3 9月	男女共同参画セミナー② 講演・ワーク 「メディアリテラシー」	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○坂井 俊文 さん (北九州市立大学講師)	一般市民	0人	0	0	-	-	リーバスプラザ交流館 103洋室
4 10月9日(金) 14時00分～16時00分	図書館名画会×男女共同参画 上映会「女たちの都 ワグゲンオッゲン」	-	一般市民	9人	7	2	0	-	リーバスプラザこが 歴史資料館中会議 室(図書館2階)
5 12月19日(土) 10時00分～12時00分	男女共同参画セミナー③ 講演「自分らしさを知るセルフアップセミナー」	○須藤 美香 さん (コラムニスト・コーディネーター)	一般市民	13人	10	3	-	-	リーバスプラザ103洋 室

■令和2年度 男女共同参画出前事業実施状況

日時	内容	講師等	対象	参加人数	女	男	無記入	託児	会場
6 4月	デートDV講座 「デートDVってなに？」	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	福岡女学院看護大学学 生(1生)	0人		0		-	福岡女学院看護大 学
7 9月23日(水) 15時00分～16時00分	デートDV講座 「デートDVってなに？」	○武藤 桐子 さん NPOジェンダー研究所研究員	古賀竟成館高等学校 1年生全生徒	211人				-	古賀竟成館高校 体育館

■令和2年度 女性活躍推進事業実施状況

日時	内容	講師等	対象	参加人数	女	男	無記入	託児	会場
8 1月16日(土) 10時00分～12時00分	女性起業フォローアップセミナー 「SNSに欠かせない！お客さんのハートをつかむプロフィールの作り 方」	○千葉 真弓 さん 中小企業診断士	・起業に興味のある女性 ・起業している女性	6人		-		-	リーバスプラザ交流館 103洋室
9 1月22日(金) 10時00分～12時00分	女性のための再就職応援セミナー	○長田 祐三子 さん 株式会社ACR就業支援事業部次長	就労を希望する女性	5人		-		-	古賀市役所中会議 室

■令和2年度 レインボー交流会実施状況

日時	内容	講師等	対象	参加人数	女	男	無記入	託児	会場
10 11月28日(土) 13時30分～15時30分	レインボー交流会① 講演・ワーク 「性的マイノリティー交流会」	○三浦 暢久 NPO法人カラフルチェンジラボ 代表理事	一般市民	4人	-	-		-	リーバスプラザ交流館 103洋室